平成 28 年版

古賀市環境報告書

（平成 27 年度に講じた施策と環境の状況）

福岡県古賀市

平成 29 年 2 月

古賀市環境報告書について

古賀市では、めざすべき環境像「未来に引き継ごう 人が自然と愉しく共生する環のまち こが」の実現のため、平成 25 年度に「第 2 次古賀市環境基本計画」を策定し、平成 26 年度から取組を進めています。

この「古賀市環境報告書」は、第 2 次古賀市環境基本計画の進行管理における「Check：点検・評価」、「Action：見直し・改善」という役割を担っており、計画の進捗状況や古賀市の環境状況を把握し、課題を明らかにして、今後の取組に活かしていくため、「古賀市環境基本条例」第 11 条に基づき、毎年作成し、公表することとしています。

【第 2 次古賀市環境基本計画の進行管理】

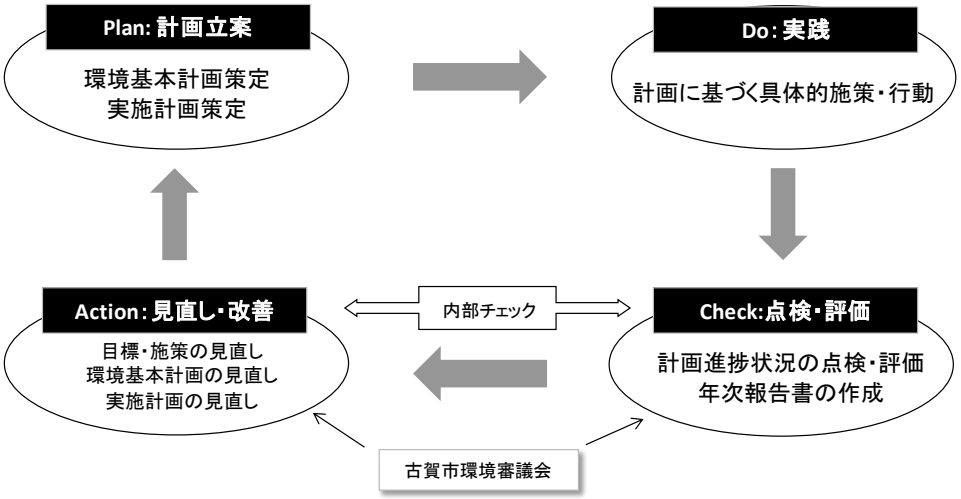

（資料：第2次古賀市環境基本計画）

― 報告書の利用にあたって ―

○ 報告書の数値等は、平成 27 年度末のものを使用しています。

○ 報告書の数値等で最新のものが必要な場合は環境課までお問い合わせください。

― 表紙の説明 ―

○イラストは、人と自然との「つながり」をテーマに「環のまち　こが」を親しみやすく描写したもので、第 2 次古賀市環境基本計画裏表紙においても使用しています。

目　　次

１　古賀市の概要 1

２　第 2 次古賀市環境基本計画の役割と位置づけ 3

３　めざすべき環境の姿 4

４　環境像を実現するための体系的な取組 5

５　第 2 次古賀市環境基本計画の推進体制 6

６　平成 27 年度 古賀市の環境に関わる主な取組 7

７　各施策内容における取組状況について 9

（１）　自然環境 10

（２）　生活環境 23

（３）　都市環境 31

（４）　地球環境 37

（５）　資源循環 46

（６）　環境意識と行動 53

８　古賀市職員の環境配慮行動の実践 66

（１)二酸化炭素（CO_2）の総排出量削減 67

（２）グリーン購入の推進 68

資料編 69

１　河川水質 70

２　海水域水質 75

３　地下水水質 77

４　大気環境 78

５　廃棄物及びリサイクル 80

６　用語解説 83

７　古賀市環境基本条例 86

1　古賀市の概要

福岡県の北西部に位置しており、福岡都市圏に属している古賀市は、平成９年（1997年）糟屋郡古賀町が市制施行し、古賀市となりました。南西部は新宮町、南部は久山町、東部は宮若市、北東部は福津市と隣接しています。

海岸線には、玄海国定公園に指定されている白砂青松が連なり、河川は、中川、大根川が流れ、西の玄界灘から中央に位置する平野、さらに犬鳴山系、立花山系など自然に恵まれた地域です。

自　治　体　名　　古賀市

代　　表　　者　　古賀市長　中村　隆象

所　　在　　地　　福岡県古賀市駅東一丁目１番１号

第４次古賀市総合振興計画

●都市イメージ
「つながり にぎわう 快適安心都市 こが ～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」
●基本目標
（１）活気とにぎわいあふれるまちづくり
（２）自然を大切にし　環境にやさしいまちづくり
（３）こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり
（４）住みやすい生活環境の整ったまちづくり
（５）安全で安心して暮らせるまちづくり
（６）すこやかで元気あふれるまちづくり
（７）互いに認めあい　みんなでつくるまちづくり

古賀市の概況

面積	人口	世帯数
42.07 km^2	58,302 人	24,175 世帯

（平成 27 年度末現在）

（古賀市の木）くろがねもち　（古賀市の花）コスモス

（気　象）古賀市は、日本海型気候区に属し、比較的温暖な気候です。平成 27 年度の最高気温は 35.8 度、最低気温は－0.4 度となっており、年間降水量は平成 23 年度からの５年間の平均で、約 1,558 ㎜となっています。

表１　気温の推移

年次	最高	最低	平均	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
H23	34.7	-3.2	16.0	3.2	7.2	7.7	13.3	18.5	22.9	26.7	27.2	23.9	18.3	15.1	7.7
H24	35.7	-3.7	15.8	5.4	5.0	9.4	14.7	18.8	22.1	26.8	28.0	23.3	17.7	11.9	6.7
H25	36.1	-3.1	16.5	5.3	6.6	10.9	13.5	18.7	22.8	28.2	28.4	23.7	19.3	12.6	7.4
H26	36.1	-3.0	16.2	6.9	6.8	10.6	14.5	19.3	21.8	26.2	25.8	23.3	18.6	13.6	7.2
H27	35.8	-0.4	16.5	7.5	7.0	10.1	15.3	19.6	21.8	25.6	26.3	22.3	17.8	15.3	9.8

※粕屋北部消防本部-消防年報より抜粋。　（単位：℃）

※平均の数値については、1～12 月の平均値を記載している。

※1～12 月の数値については、各月の平均気温を記載している。

表２　降水量の推移

年次	総量	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
H23	1,699.5	120.5	62.5	69.0	53.0	305.0	325.0	126.0	239.5	115.5	94.5	154.0	35.0
H24	1,593.5	25.0	119.0	129.5	94.5	39.5	262.0	433.0	145.5	106.0	51.5	101.5	86.5
H25	1,574.8	62.8	85.5	69.0	83.0	51.5	176.0	111.5	429.5	108.5	222.0	109.0	66.5
H26	1,423.5	52.5	57.5	45.0	32.5	38.0	46.5	375.5	373.0	93.0	108.0	127.0	75.0
H27	1,500.5	77.0	39.0	78.5	257.0	110.0	202.0	117.5	234.5	127.0	55.0	116.0	87.0

※粕屋北部消防本部-消防年報より抜粋。　（単位：mm）

図１　気温及び降水量（平成 27 年度）

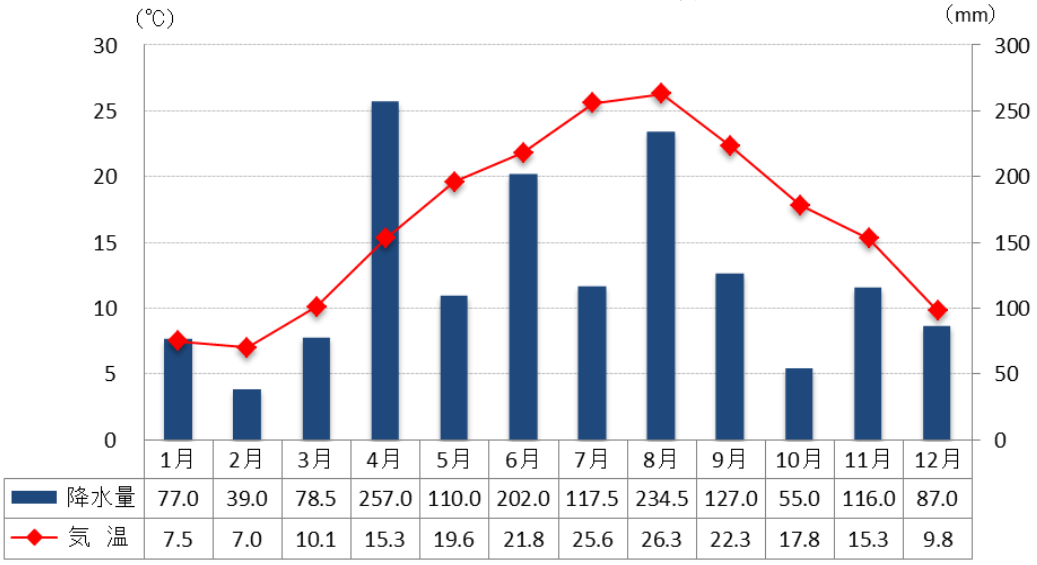

(資料：粕屋北部消防本部)

２　第２次古賀市環境基本計画の役割と位置づけ

本計画は、平成 16 年 10 月に制定された「古賀市環境基本条例」第 9 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること、また、「第 4 次古賀市総合振興計画」で掲げた都市イメージ「つながり　にぎわう　快適安心都市　こが～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」を環境面から実現することを目的としており、環境行政の最上位計画に位置づけられています。

具体的には、環境面において、他の行政計画と連携・整合を図るとともに、市民、事業者、行政などの共働によって環境に配慮したまちづくりを推進していくための目標や取組について示しています。なお、「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、本計画に含めることにより一体的に推進するものとしています。

図 2　第 2 次古賀市環境基本計画の役割と位置づけ

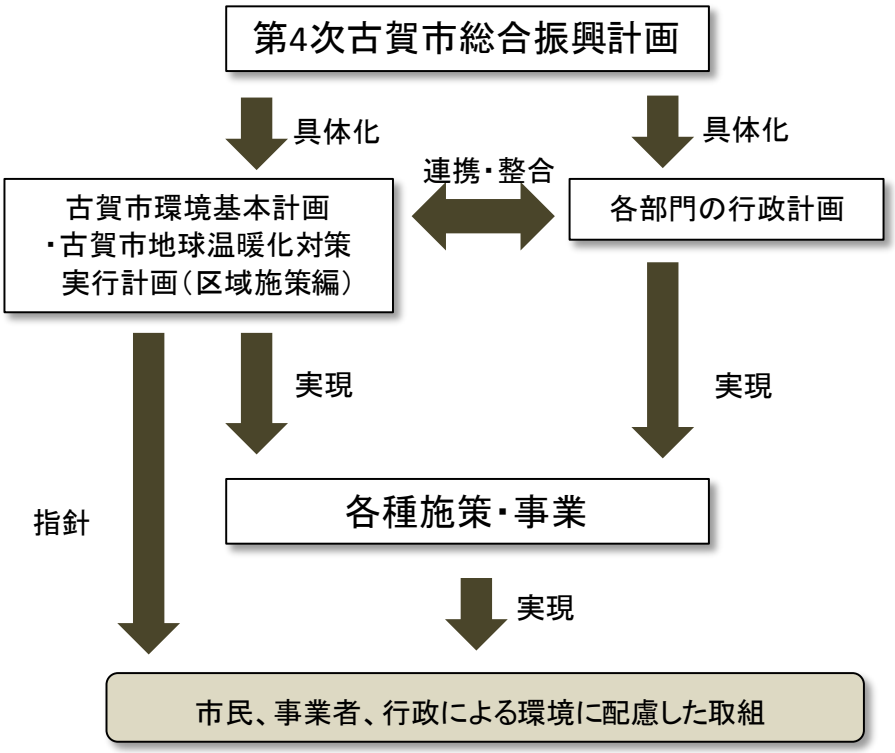

※第2次環境基本計画では、古賀市のエネルギーに関する各部門の行政計画である「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を同時に策定

（資料：第2次古賀市環境基本計画）

3　めざすべき環境の姿

私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらしている社会経済活動の背景には、資源やエネルギーの確保、地球温暖化の進行による気候変動、水質の悪化や廃棄物の問題、地域固有の生態系の危機や越境大気汚染など、環境に関する様々な課題が存在しています。

今日、私たちは、良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を担っていることから、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常の生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、市民、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割の下で、協力・共働して豊かな環境を保全し創造していくこと、また、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環のまちを実現することが重要であると考えています。

【 第 2 次古賀市環境基本計画における環境像 】

「未来に引き継ごう　人が自然と愉(たの)しく共生する環(わ)のまち　こが」

これは、「第１次古賀市環境基本計画」で掲げた、めざすべき環境像である「未来へつながる人と自然が織りなす環のまち」の考え方を引継ぎつつ、私たち自らの積極的な環境への働きかけで良好な環境を創り出し、充実感や愉しみを得る過程を強調し、発展させたものです。

（資料：第 2 次古賀市環境基本計画）

4　環境像を実現するための体系的な取組

<環境像>

「未来に引き継ごう　人が自然と愉しく共生する環のまち　こが」

<具体化のためのキーワード>
その1　郷土愛を育んでいくまち（自然の営みの保全と活用～次世代への財産の引継ぎ）　　その2　恵みに感謝し、いのちを育む持続可能なまち（未来への責任～恩恵への感謝といのちの大切さ）　　その3　人の環が自ら広がっていくまち（身近なところで愉しみ、古賀の魅力を発見する）

<環境目標>	<取組の方向性>	<基本的な取組>
（自然環境） ●人と自然との「共生」 人と自然が共生するまちをめざします。	A　保全方針・戦略の策定	★A-①生物多様性の保全に向けた体制の構築、A-②自然環境調査の実施と「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」の策定、A-③生物多様性の保全に向けたガイドラインの作成
	B　森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）	★B-①農地の保全と有効活用、B-②森林・松林の適正な管理と保全、B-③農業者・団体の人材育成
	C　人と自然がふれあう場の保全・創出	C-①薬王寺水辺公園及び小学校内ビオトープの計画的な保全と活用、C-②自然環境に配慮した河川・公園の保全と創造
（生活環境） ●「快適」で「安全」な住環境の確保 環境への負荷を減らし、快適で安全安心なまちをめざします。	A　大気環境その他の保全	★A-①生活環境苦情などに対する適切な対応、A-②光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の基準超過時における適切な対応、A-③自動車騒音の計画的な測定・監視
	B　水環境の保全	B-①定期的な水質調査の実施、B-②公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の推進
（都市環境） ●緑・歴史・風景の「調和」 緑や歴史、風景が調和したまちをめざします。	A　都市景観の維持・形成	A-①景観まちづくりセミナーの実施、A-②景観まちづくり教育プログラムの実施、A-③屋外広告物の管理、A-④公共空間景観形成ガイドラインの推進
	B　歴史・文化的景観の保全と活用	B-①指定文化財の適切な維持管理と有効活用
（地球環境） ●「低炭素」社会の構築 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入などを進め、地球温暖化対策を推進する低炭素型のまちをめざします。	A　古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進	★A-①再生可能エネルギー導入の推進、A-②家庭でできる省エネルギー行動の効果検証、A-③事業者への環境マネジメントシステム導入の促進
	B　古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進	★B-①公共施設における再生可能エネルギー導入の推進、B-②グリーン購入及び庁舎の省エネルギーの推進
（資源循環） ●「循環」型社会の構築 ごみの減量、資源の循環を進め、循環型のまちをめざします。	A　ごみの減量と資源化対策	★A-①生ごみを減量するための水切りやマイバックなどの啓発促進（家庭系ごみ）、A-②資源化率を上げるための分別品目の検討（家庭系ごみ）、A-③ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供（事業系ごみ）、A-④資源化率向上のための取組（事業系ごみ）
（環境意識と行動） ●「共働」の環の拡大 自ら行動し、みんなで協力してよりよいまちをめざします。	A　環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化	★A-①市・ぐりんぐりん古賀などの共働による環境保全活動の推進、A-②市・ぐりんぐりん古賀を中心とした個人・団体との環づくり
	B　環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進	B-①環境保全活動に関する情報発信の強化、B-②市内の美化活動の推進
	C　年齢層に応じた環境教育・学習の充実	★C-①環境教育プログラムの作成と活用、C-②事業者向け環境教育の充実
	D　環境教育の担い手の育成、活動の推進	★D-①古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成、D-②環境保全に関する交流の場づくり

※「基本的な取組」で示す★は、優先的に取り組む必要のあるものを示す。

<共働プロジェクト>

①大根川輝きプロジェクト　　②環のまちプロジェクト

（資料：第 2 次古賀市環境基本計画）

5　第２次古賀市環境基本計画の推進体制

古賀市が実施する施策・事業を総合的かつ計画的に進めるため、市長の諮問機関である「古賀市環境審議会」、共働の取組を推進するネットワーク組織「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」、庁内組織である「古賀市環境政策調整委員会」と連携・協力しながら計画を推進していきます。

また、広域的あるいは地球規模の視点での取組が必要な事項については、他の地方公共団体や国などと連携・協力を図りながら進めていくこととしています。

図３　第２次古賀市環境基本計画の推進体制

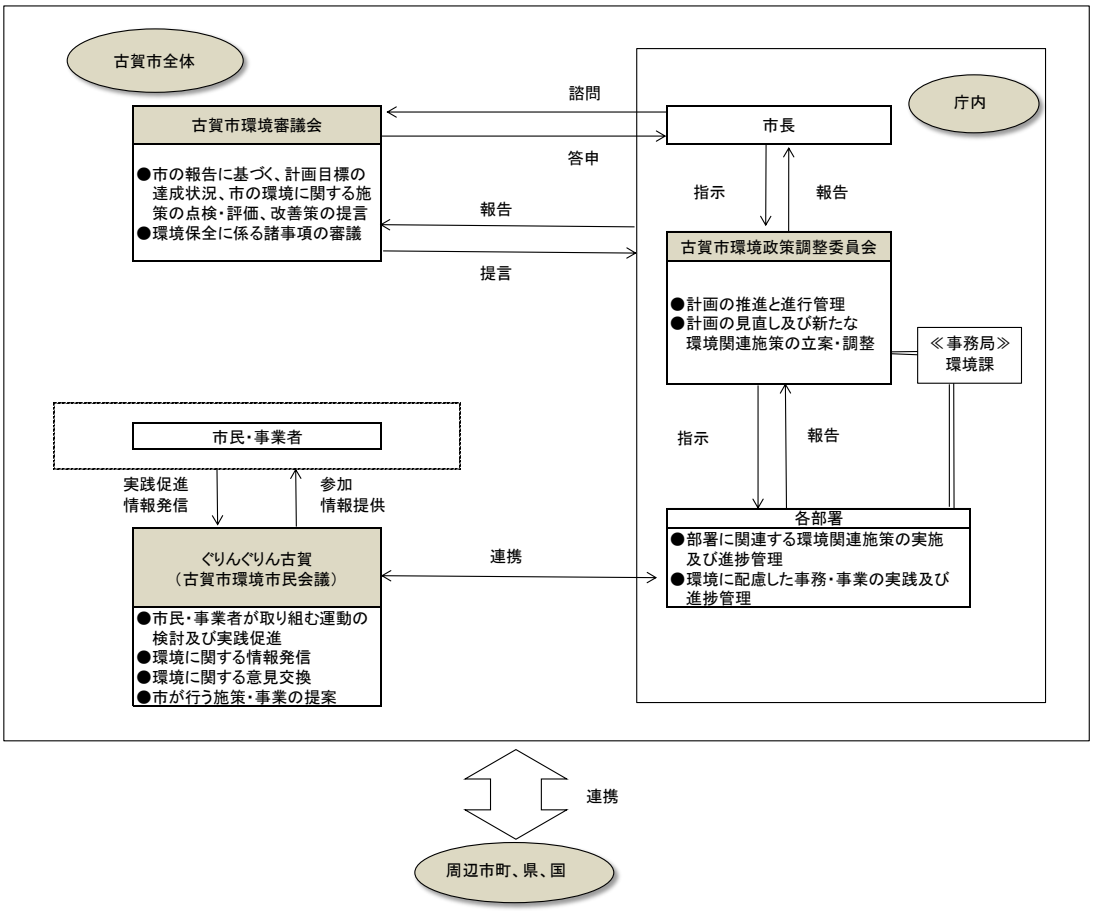

（資料：第２次古賀市環境基本計画）

※古賀市環境審議会：平成 27 年度中に 1 回開催。

※古賀市環境政策調整委員会：古賀市環境審議会開催前に審議事項についての意見を聴取。

6　平成 27 年度 古賀市の環境に関わる主な取組

■生活環境：地域猫活動

福岡県では、飼い主のいない猫が引き起こす問題解決のため、「地域猫活動」を推進しています。

地域猫活動では、行政区(地域住民)・問題解決に取り組むボランティア・行政の三者が協力し合い、飼い主のいない猫を適正管理しつつ、徐々に数を減らしていき、人と猫とが気持ちよく共生するまちづくりをめざします

古賀市においても、平成 26・27 年度に福岡県地域猫活動支援事業を活用して地域猫活動を行っており、飼い主のいない猫の問題を地域で考えていくきっかけづくりにもなっています。

■地球環境：エコドライブ教習会

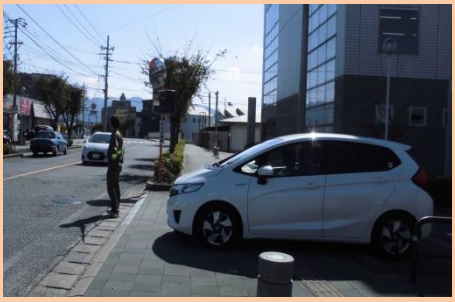

福岡県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員との連携により、市民の地球温暖化対策の 1 つの取組として平成 27 年 10 月 17 日にエコドライブ教習会を開催しました。

講義や実習を通して、燃費改善の方法や CO_2 排出量の削減効果について学びました。

エコドライブは誰でもすぐ始めることのできる地球温暖化対策であるとともに、安全運転にもつながります。

※燃費改善効果：通常運転 17.4 km/ℓ → エコドライブ 22.5 km/ℓ

(平成 27 年 10 月 17 日 エコドライブ教習会調べ)

■地球環境：防災拠点等への再生可能エネルギー設備の導入

平成 26 年度から平成 27 年度にかけて「福岡県防災拠点等再生可能エネルギー導入推進事業(グリーンニューディール基金事業)」を活用し、古賀市では、地震や台風等による大規模な災害に備え、非常用電源として最低限の電力を確保できるよう、防災拠点または避難所に指定されている公共施設のうち 3 施設(古賀市役所、小野小学校、花見小学校)に太陽光発電設備及び蓄電池を導入しました。災害に強く、低炭素な地域づくりをめざしています。

- 古賀市役所：太陽光発電設備(10 kW)＋蓄電池システム(16.2 kW)
- 花見小学校：太陽光発電設備(10.44 kW)＋蓄電池システム(12 kW)
- 小野小学校：太陽光発電設備(10.44 kW)＋蓄電池システム(12 kW)

■資源循環：家庭系ごみ分別市民意識アンケート

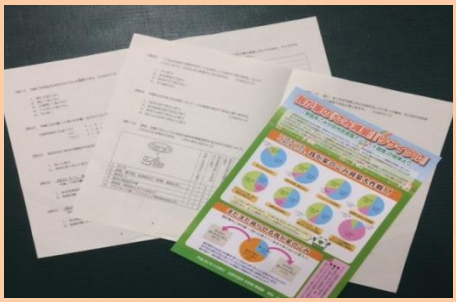

平成 27 年 6 月に 20 歳以上の市民の中から 1,000 人を対象に、分別に対する市民意識を把握するためアンケートを実施し、422 人から回答がありました。

多くの市民がごみの減量やリサイクルに高い関心を持っており、既にさまざまな取組を実施していることや、回答した市民の中には、まだまだごみを減らせると思っている方が多くいることがわかりました。

※平成 28 年 7 月 16 日にアンケート調査の分析結果の報告講演会を開催しました。

■資源循環：剪定枝チップ機購入費補助金

家庭から排出される剪定枝等を破砕し、堆肥又は養成材として使用できるよう、チップ状にする剪定枝チップ機の購入者(団体)に対し、購入額の 1/2(上限 2 万円)を補助しています。

平成 27 年 7 月から補助を開始し、8 件に補助金を交付しました。

剪定枝を可燃ごみとして処理せず、たい肥等にして活用することで、ごみ減量と資源化に取り組むことができます。

■資源循環：廃棄物減量推進指導員の配置

平成 26 年度に工業団地内の食品製造業を中心に市内の事業所や、小売業及び病院等 45 社を対象に「事業ごみに関するアンケート」を実施しました。

アンケート結果をもとに平成 27 年 8 月から「廃棄物減量推進指導員」を配置し「事業系ごみの適正処理・減量・資源化の指導」のため、各事業所を訪問しました。

市内事業所のごみ減量と資源化の取組の現状を把握するとともに、今後、優良事業所表彰の実施に向けた情報を収集することができました

※事業所訪問件数：延べ 84 件

7　各施策内容における取組状況について

第 2 次古賀市環境基本計画においては、環境分野ごとに「環境目標」を設定し、目標達成のための「取組の方向性」と「基本的な取組」を示しています。

ここでは、「基本的な取組」ごとの平成 27 年度の取組の内容、その課題と対応策、今後の取組についてまとめています。

本章の見方

環境分野	
環境目標	
取組の方向性	
基本的な取組	

施　策　内　容

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標

実　施　主　体	担　当　課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1									
	スケジュール	平成27年度				平成28年度			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月

● 平成27年度に実施した取組

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

● 平成28年度以降の取組について

⋮

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

第2次古賀市環境基本計画より引用しています

環境分野ごとの
「環境目標」
「取組の方向性」
「基本的な取組」
「施策内容」
「指標」
を記載しています。

「平成27年度末現在」欄については、平成27年度末時点において把握している数値を記載し、把握できていないものについては、今後の把握方法等を記載しています。

具体的な取組を実施していくための

「実施主体」
市における「担当課」
「取組内容」
「スケジュール」
「平成27年度に実施した取組」
「課題、及び課題に対する対応策」
「平成28年度以降の取組」
「施策内容に対する進捗状況と今後の動向」

を記載しています。

(1) 自然環境

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	Ａ．保全方針・戦略の策定
基本的な取組	Ａ－①生物多様性の保全に向けた体制の構築

施　策　内　容
過去実施した自然環境調査（平成14～15年度）における研究会のメンバーを中心に、生物多様性の保全に向けた検討委員会を立ち上げます。既存の植生図などのデータを最大限活用しながら、古賀市の特性にあった調査方法を検討し、自然環境に関する不足データの収集やモニタリング・評価システムの構築など、市民をはじめ地域を巻き込んだ保全のための体制づくりの検討も併せて取り組みます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
生物多様性の保全に向けた体制づくり	―	古賀市生物調査検討委員会を平成28年度に設置予定	平成29年度

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、自然環境を専門とする有識者、ぐりんぐりん古賀等	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

「自然環境調査実施検討委員会」の立ち上げ及び継続実施	自然環境を専門とする有識者や市民団体等で構成された「自然環境調査実施検討委員会」を立ち上げ、適宜協議を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「自然環境調査実施検討委員会」立ち上げに関する関係者協議 →				●「古賀市生物調査検討委員会」を設置（6月）	委員会において協議 →		

●平成 27年度に実施した取組

市の自然環境保全のため、自然環境を専門とする市環境審議会委員を中心とした「古賀市生物調査検討委員会」の設立に向けて検討を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

平成15年度に市内全域の自然環境調査を実施したが、それ以降の変化が把握できていないことから、今後、現在の市の自然環境について把握する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

市環境審議会委員を中心とした「古賀市生物調査検討委員会」を平成28年6月に立ち上げ、市の自然環境調査の実施方法等について検討を行っていく。

取組2

指標種の設定及びモニタリング体制の構築	指標種の設定及びモニタリング体制を構築する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	モニタリング体制・方法等の検討 →				●「古賀市生物調査検討委員会」を設置（6月）	委員会において協議 →		

● 平成27年度に実施した取組

指標種の設定・モニタリング体制については市環境審議会委員を中心とした有識者と今後の方向性の検討を行った。

●平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

平成15年度に実施した「古賀市自然環境調査」の結果及び今後実施を予定している自然環境調査の実施結果等を活用しながら、平成28年度に設置予定の「古賀市生物調査検討委員会」において、市内の自然環境上重要である地域及び種類を検討し、指標種の設定・モニタリング体制を構築していく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

指標種の設定・モニタリング体制を構築していくため、平成28年6月に設置する「古賀市生物調査検討委員会」において、自然環境調査の実施方法等について検討を行っていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「古賀市生物調査検討委員会」において、平成15年度の自然環境調査の結果等をもとに、市内の自然環境の保全・活用について検討し、多様な主体との連携を図っていく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	Ａ．保全方針・戦略の策定
基本的な取組	Ａ－②自然環境調査の実施と「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」の策定

施　策　内　容
「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」策定に当たり、各分野毎にグループを形成し、データが不足している地域の自然環境調査を学識者をはじめボランティア団体など多様な主体による共働で実施します。 生物調査や植生調査においては、小学生など若年層と取り組むことで、環境教育・環境学習の場としての活用を図ります。 また、古賀市に存在する重要な生物や植生の確認のため、分かりやすい指標を用いた調査を定期的に実施します。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」の策定	―	平成28年度に設置する古賀市生物調査検討委員会で検討予定	平成29年度

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、自然環境を専門とする有識者、ぐりんぐりん古賀等	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

自然環境調査・評価を実施するための体制構築

自然環境調査・評価を実施するための体制を構築する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	各関係者との協議 →				●「古賀市生物調査検討委員会」を設置（6月）		委員会において協議 →	

● 平成27年度に実施した取組

自然環境調査・評価等を実施するため、「古賀市生物調査検討委員会」の構成等について市環境審議会委員を中心とした有識者と協議を行った。また、有識者や「ぐりんぐりん古賀」とともに、千鳥ヶ池において試験的に生物調査を実施した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

市内全域が評価できるような自然環境調査が必要であり、また、調査結果をもとにどのように評価及び活用を行っていくか検討していく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

平成28年6月に設置する「古賀市生物調査検討委員会」において、自然環境調査の実施方法等について検討を行っていく。また、「ぐりんぐりん古賀」など市内で活動する環境団体と共働しながら自然環境調査を実施していく。

取組2

自然環境調査実施計画の策定

自然環境調査に係る実施計画を策定する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	自然環境調査実施計画案検討 →				●「古賀市生物調査検討委員会」を設置（6月）		委員会において協議 →	

● 平成27年度に実施した取組

平成15年度に実施した自然環境調査を参考に、今後の自然環境調査について市環境審議会委員を中心とした有識者と協議を実施し、市の自然環境調査等について検討を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

平成15年度に市内全域の自然環境調査を実施したが、それ以降の変化が十分に把握できていないことから、実施計画策定に向けて適切な自然環境調査の実施方法等を検討していく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

自然環境調査は「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」及び実施計画策定のための重要な資料となることから、平成28年6月に設置する「古賀市生物調査検討委員会」において調査方法、範囲、種類等の検討を行っていく。

取組3	多様な主体との調整	市民団体等多様な主体との共働で調査を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	各関係者との情報交換・協議				●「古賀市生物調査検討委員会」を設置（6月）	委員会において協議		

● 平成27年度に実施した取組

市環境審議会委員を中心とした有識者に聴き取りを行い、自然環境調査の実施方法について検討を行った。また、有識者や「ぐりんぐりん古賀」とともに、千鳥ヶ池において試験的に生物調査を実施した。

●平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

広範囲での調査が想定されるため、今後、さらなる多様な主体との連携が必要である。

● 平成28年度以降の取組について

平成28年6月に設置する「古賀市生物調査検討委員会」において、調査方法や範囲等を決定し、「ぐりんぐりん古賀」等と連携できる調査については共働で実施していく。

取組4	「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」の策定	「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」を策定する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	策定に向けた関係者協議				●「古賀市生物調査検討委員会」を設置（6月）	委員会において協議		

● 平成27年度に実施した取組

「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」策定に向けた課題等について、市環境審議会委員を中心とした有識者と協議を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

市の特性に合った「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」策定のため、その基礎資料となる自然環境調査の実施方法等を検討し、実施していく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

平成28年6月に設置する「古賀市生物調査検討委員会」において、自然環境調査の実施方法等を検討し、その調査結果や平成15年度の自然環境調査の結果等をもとに、市の特性に合った「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」の策定をめざしていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「古賀市生物調査検討委員会」において、自然環境調査を実施するための体制、方法、範囲等を検討し、多様な主体とともに調査を実施するとともに、その調査結果や平成15年度に実施した自然環境調査の結果等をもとに、市の特性に合った「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」の策定をめざしていく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	Ａ．保全方針・戦略の策定
基本的な取組	Ａ－③生物多様性の保全に向けたガイドラインの作成

施　策　内　容
宅地開発など古賀市の開発事業の際に、生物多様性に配慮した環境整備を促すため、現行の環境配慮指針を見直し、土地対策指導要綱での協議内容や、「古賀市美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」を考慮した環境整備を図るためのガイドラインを作成します。 ガイドラインには、植生や生物の生息環境など、その地域の生物多様性の視点から、重要度に応じて求められる保全施策の方法とともに外来生物への対応なども考慮します。 また、古賀市の環境の状況は変化していくため、Ａ-②の推進にあわせ定期的なモニタリング調査を実施し、適宜内容の見直しを図り、環境配慮指針として整備します。（第1 部 第6 章参照）

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
生物多様性の保全に向けたガイドラインの策定	―	平成28年度に設置する古賀市生物調査検討委員会等で検討予定	平成30年度

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、自然環境を専門とする有識者	環境課、都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	生物多様性の保全に向けたガイドラインの整備	《基本的な取組A-②自然環境調査の実施と「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」の策定」》にて推進する実施内容と整合性のとれたガイドラインを整備する。（目標平成30年度）						
スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	ガイドラインの作成に向けた関係者協議				ガイドラインの作成に向けた関係者協議			

● 平成27年度に実施した取組

ガイドライン作成の準備段階として、自然環境調査の実施方法や範囲等について市環境審議会委員を中心とした有識者との協議において検討を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

ガイドラインの整備については、現在の市の自然環境について、把握及び評価を行う必要があり、28年度に設置予定の「古賀市生物調査検討委員会」において検討していく必要がある。

● 28年度以降の取組について

ガイドラインは生物多様性に配慮した環境整備、開発等を行うための重要な指針となることから、今後予定している「（仮称）古賀市生物多様性地域戦略」の策定後、内容を反映させた形での作成をめざしていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

まずは、現在の市の自然環境について把握及び評価を行う必要があることから、「古賀市生物調査検討委員会」及び多様な主体と連携して自然環境調査を実施し、その後、生物多様性に配慮した環境整備、また、開発等を行う際に重要な指針となるガイドラインの策定へとつなげていく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	Ｂ．森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）
基本的な取組	Ｂ－①農地の保全と有効活用

施　策　内　容
水源かん養や災害防止などの農地の持つ多面的・公益的な機能を今後も生かすため、水路・ため池などの適切な維持管理を促し、継続的な機能維持に努めます。 生産された野菜などの一部をコスモス館の販売や学校給食に用いることで、地産地消の推進を図るとともに、市民農園の整備や市民がその大切さを実感できるようなふれあいの場の創出にも努めます。 また、耕作放棄地対策については、国の制度である「人・農地プラン」事業を進めるとともに、農業委員会による指導強化、同時に耕作放棄地の再生事業を実施していきます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
コスモス広場の組合員数	200人	180人	増加（平成35年度）
市民農園数	3箇所	3箇所	5箇所（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、古賀市農業委員会、コスモス広場利用組合	農林振興課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

「人・農地プラン」の作成

農業の担い手や農地などを含めた今後の地域農業のあり方を示す「人・農地プラン」を作成する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	事業説明・原案検討・農区民会合意・検討会実施				事業説明・原案検討・農区民会合意・検討会実施・広域化検討			

● 平成27年度に実施した取組

全15農区を対象に、平成24年度から事業を開始し、平成26年度までに6農区でプランを策定し、1農区のプランの見直しを行った。また、平成27年度は3農区のプラン策定を目標に取り組み、農区に対し、合計12回の協議を重ね、1農区のプランが完成した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

担い手の位置づけや農地の利用集積が困難な農区は、プランの作成に至らなかったことから、他の農区からの耕作者を含め、農区の担い手を幅広く確保することにより農地の貸し借りを円滑にしていく。

● 平成28年度以降の取組について

今後の農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題を解消するため、「人・農地プラン」の作成及び関連する事業（「青年就農給付金・農地中間管理事業」等）について、地域との話し合いを行い、プランの策定を推進していく。平成28年度は薦野農区のプラン策定をめざすとともに、引き続き担い手を確保していくため、プランの作成エリアの広域化も検討していく。

取組2

耕作放棄地の解消

農業委員会による農地パトロールで耕作放棄地と認定された農地を、耕作できるようにする。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	工事箇所選定・地元協議・設計・入札・工事実施・完了					課題の整理		

● 平成27年度に実施した取組

筵内（0.16ha）で耕作放棄地改良工事を実施した。耕作者は隣接する就農者に決定し、今後は水稲を作付けしていく予定である。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

当初予定していた候補地（4ha）については地権者の了承が得られず、筵内の耕作放棄地（0.16ha）で耕作放棄地改良工事を実施した。今回、候補地を選定するに当たり地権者との調整が難航したことから、今後の候補地の選定方法について「古賀市農業再生協議会」の意見を聴き、課題を整理していく。

● 平成28年度以降の取組について

平成28年度内に課題を整理し、29年度以降の事業の実施を検討していく。

取組3	地産地消の推進	地元農産物の学校給食への利用やコスモス館での販売を促進し、地産地消を推進する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		コスモス館での農産物通年販売				コスモス館での農産物通年販売		
		補助事業の実施				補助事業の実施		

● 平成27年度に実施した取組

コスモス館における農産物販売を通年で行った。
学校給食用に農産物を生産する農業者3名に対し補助を行い、古賀市産の農産物の利用拡大に努めた。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

消費者に対するコスモス館での農産物販売について、積極的なＰＲが不足しているため、ＰＲ活動について事業者（コスモス広場）に働きかけを行う。

● 平成28年度以降の取組について

コスモス館における農産物販売を通年で行う。また、学校給食用に農産物を生産する農業者に対し補助を行い、学校給食における古賀市産農産物の利用拡大に努める。

取組4	農業用施設の継続的な維持補修	農業用施設の継続的な維持補修を行う

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	老朽箇所の把握		維持補修工事実施		老朽箇所の把握		維持補修工事実施	

● 平成27年度に実施した取組

11農区21箇所の維持補修工事を実施した。
（水路補修11箇所、農道補修8箇所、井堰補修1箇所、ため池補修1箇所）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

今後も継続して農業用施設の老朽状況の把握に努めていく。

● 平成28年度以降の取組について

農業用施設の老朽状況を把握し、随時維持補修工事を実施していく。

取組5	市民農園開設に向けたあっせんや相談	市民のレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などを目的に、小面積の農地を利用して野菜や花を育てる市民農園開設に向けたあっせんや相談を受ける。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		市民農園開設の検討				事前協議・工事実施・完了		

● 平成27年度に実施した取組

市民農園の開設に関する2名の地権者との協議を行い、開設に関する検討を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

市民農園には給水施設、トイレ、駐車場等の設置が条件であることから費用負担が発生し、開設に至らなかったため、支援策として設置費用の一部を補助する事業を予算化した。

● 平成28年度以降の取組について

市民農園の開設希望者（2名）を対象に事業説明を行い、開設の支援を行うとともに、要件に該当すれば開設に係る事業費の一部を補助することにより、2箇所の開設をめざしていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

水路・ため池等の維持管理については、地元要望等も踏まえながら適切に行っている。今後も農地の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業用施設の維持管理を適宜行っていく。
高齢化等による農業従事者の減少が今後も見込まれる中で、地産地消を推進するため、コスモス館における直販や学校給食への供給支援、市民農園の整備に対する補助などを行っていく。
耕作放棄地対策については、「古賀市農業委員会」による指導をさらに強化するとともに、「人・農地プラン」の広域化を検討するなど、担い手への農地の集約を進め、農地の有効利用を推進していく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	Ｂ．森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）
基本的な取組	Ｂ－②森林・松林の適正な管理と保全

施　策　内　容
人工林の計画的な間伐や「古賀市10万本ふるさとの森づくり事業」で実施したグリーンパークの木々の育林を継続して実施していくとともに、海岸に植生する松林についても、松くい虫防除のための農薬散布や松葉かきなど、ボランティア団体と連携・協力しながら適切な管理に努めていきます。 また、近年問題が顕著になってきている竹林被害の問題についても、有効な対策の検討やそれに向けた体制の整備などについて考察していきます。

指標	計画策定時の状況	27年度末現在の状況	目標
森林面積（古賀市森林計画上の民有林）	1,120ha	1,119ha	現状維持（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、ボランティア団体	農林振興課、都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

松林の保全	松くい虫の防除を行うとともに、ボランティアによる松葉かきなどを行い、松林の保全を図る。

スケジュール

平成27年度				平成28年度			
4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
地上散布 伐倒駆除		伐倒駆除	樹幹注入 伐倒駆除	地上散布 伐倒駆除		伐倒駆除	樹幹注入 伐倒駆除
ボランティア活動				ボランティア活動			

● 平成27年度に実施した取組

薬剤地上散布（33.32ha）、枯損木の伐倒駆除（467本）、薬剤の樹幹注入（286本）を行った。また、ボランティア団体（3団体）による松葉・松枝の収集が行われ、松林の環境が維持された。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

ボランティア活動への参加人員の確保が重要であることから、市HPなどでのボランティア活動の紹介を通じて周知を図り、参加を呼びかけていく。

● 平成28年度以降の取組について

薬剤地上散布、枯損木の伐倒駆除、薬剤の樹幹注入を継続して行う。また、ボランティア団体による松葉・松枝の収集を行うとともに、活動への参加呼びかけを行っていく。

取組2

森林の保全	荒廃森林の再生と水源かん養機能の維持を図るため間伐を行う。

スケジュール

平成27年度				平成28年度			
4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
所有者意向確認	調査	間伐		所有者意向確認	調査	間伐	

● 平成27年度に実施した取組

森林所有者の意向を確認し、「荒廃森林再生事業」として間伐（57.32ha）を行った。また、「水源かん養森林整備事業」として間伐及び下草刈り（4.88ha）を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

事業実施に対し同意が得られない森林所有者については、事業内容について理解しやすい丁寧な説明を検討する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

森林所有者の意向を確認しながら、現地調査の上、間伐を行っていく。

取組3	竹林対策	侵入竹林対策について研究する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		対策の研究		→		対策の研究		→

● 平成27年度に実施した取組

竹のチップ化に関する関係事業者との協議など、竹林対策に関する検討を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

竹の活用については、様々な方法があるものの、大量の竹を持続的に活用する有効策を調査・研究する必要がある。

●平成28年度以降の取組について

引き続き竹林対策に関する調査・研究を行っていく。

取組4	古賀グリーンパークの森林保全	古賀グリーンパークの森林保全に関する育林や啓発活動等を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	→ 下草刈り	→		→ 間伐作業				

● 平成27年度に実施した取組

「10万本ふるさとの森づくり」により植えられた樹木の維持・保全のため、ボランティア団体による植樹地の下草刈りを7月に実施し、ボランティア団体、民間企業等との共同体である「古賀市ふるさとの森づくり協議会」主催による間伐作業を3月に実施した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

植えた樹木について、下草刈りによる保全・育成は概ね達成できたと考えられるため、今後は間伐等の作業を継続しながら、古賀グリーンパーク内の既存樹と併せて、一体的な森林保全活動の方向性を確認していく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

「古賀市ふるさとの森づくり協議会」において引き続き検討を進めていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

松林の保全については、薬剤地上散布等の対策やボランティア活動の支援を継続して実施している。
人工林の間伐については、「荒廃森林再生事業」によりこれまでに190haの森林を間伐し、再生を図っている。
育林については、「古賀市ふるさとの森づくり協議会」を中心とした活動を継続している。
今後も、各種の事業を継続し、森林の有する多面的機能の維持・発揮を図っていく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	Ｂ．森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）
基本的な取組	Ｂ－③農業者・団体の人材育成

施　策　内　容
農業従事者の減少に歯止めをかけるため、各種補助金などの制度をはじめ、福岡県北筑前普及指導センターや粕屋農業協同組合と情報共有しながら、それぞれが保有する有効な支援策を提案し、育成していくことで、将来的には認定農業者としての農業経営が図れるよう支援を行っていきます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
認定農業者数	53人	57人	66人（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市・古賀市認定農業者協議会	農林振興課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

「古賀市青年就農給付金」の交付	「人・農地プラン」に位置づけられた45歳未満の独立・自営就農者に対して、「古賀市青年等就農給付金」を交付する（最長5年間）。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	制度説明・申請受付・審査・給付				制度説明・申請受付・審査・給付			

● 平成27年度に実施した取組

「人・農地プラン」に位置づけられた45歳未満の独立・自営業就農者に対して年間150万円（最長5年間）の「古賀市青年就農給付金」を交付している。平成27年度は2名（20代男性、30代男性）に交付した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

事業の相談があった新規青年就農者に対しては、給付金制度だけでなく就農までの一連の相談が受けられる支援体制をつくる必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

現在の給付対象者である2名の就農者に対して、今後も積極的に支援していく。また、事業の周知方法について引き続き検討するとともに、「新規就農相談制度」の設立についても検討していく。

取組2

「経営転換協力金」の交付	「人・農地プラン」に位置づけられた地域の中心となる経営体への農地集積に協力する、土地利用型農業から経営転換する農業者、離農する農業者、農地の相続人に対し、農地面積に応じ「経営転換協力金」を交付する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	制度説明・申請受付・審査・給付				制度説明・申請受付・審査・給付			

● 平成27年度に実施した取組

「人・農地プラン」に位置づけられた地域の担い手へ農地の集積を図るために、耕作方法を変更する農業者、農業をやめる農業者、農地の相続人に対し、農地面積に応じ一戸あたり30～70万円の「経営転換協力金」を交付した。（平成27年度実績：1件）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

農地の集約化を進めるために、「人・農地プラン」の推進と合わせて協力金の対象者に対し、本事業への理解を促すとともに、今後も周知の拡大を図っていく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

事業の周知方法について検討するとともに、「人・農地プラン」の作成と合わせて事業の説明を行い、「経営転換協力金制度」の活用について検討を促していく。

取組3	認定農業者の支援				認定農業者の効率的かつ安定的な農業経営を支援する。			
スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	継続的支援（認定農業者協議会主体）				継続的支援（認定農業者協議会主体）			

● 平成27年度に実施した取組

認定農業者で組織する「古賀市認定農業者協議会」が行う研修会や消費者交流会の開催支援など、継続的な支援を行った。
認定農業者（2名）に対し、農業用機械の導入補助を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

多様な農業経営形態がある中で、多くの認定農業者が参加できるような研修内容を検討する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

研修会・消費者交流会等の開催支援や農業用設備・機械等の導入補助など、継続的な支援を行うことで充実を図っていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

平成27年度末現在の「農業経営改善計画」の認定数は44件であり、平成26年度に3件、平成27年度に1件の新規認定を行った。
「古賀市青年就農給付金」の受給者は27年度末時点で2名である。今後も認定に向けた働きかけを継続して実施していく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	C．人と自然がふれあう場の保全・創出
基本的な取組	C－①薬王寺水辺公園及び小学校内ビオトープの計画的な保全と活用

施　策　内　容
薬王寺水辺公園内のビオトープを、ボランティア団体などと共働して、計画的な保全に取り組みます。また、小学校（舞の里小、花見小）内にあるビオトープについても、学校やボランティア団体をはじめ、地域、PTA とも連携・協力しながら保全を図るとともに、環境学習の場としても有効に活用していきます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
ビオトープを活かした取組数	2回	9回	増加（平成35年度）
生物とふれあう場の確保・創出に対する満足度	17.6%	中間見直しにおける市民アンケート調査を29年度に実施予定	47.8%（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、ぐりんぐりん古賀、学校、市民	環境課、学校教育課、都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

舞の里小学校ビオトープの再整備

多様な主体と連携して舞の里小学校ビオトープの再整備を行う。

スケジュール

平成27年度				平成28年度			
4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
→	**「舞小ビオトープ倶楽部」による保全活動**		→	→	**「舞小ビオトープ倶楽部」による保全活動**		→
	【6/20】抽水植物刈取り、橋の嵩上げ				【4/8】全アオミドロ除去		
	【9/9】樹木名札ペンキ塗り				【5月上旬】抽水植物の刈取り		
	【9/19】千鳥ヶ池の生物を放流				【6月上旬】子ども達と樹木植え		
	【10/6】4年生の子ども達と樹木80本に名札掛け				【10月】保全活動		
	【10/31】池干し				【1月下旬】枯れ草除去		
	【11/2】ビオトープ委員会の子ども達と生物を池に放流						
	【1/7】保全アオミドロ除去						
	【2/29】植樹						

● 平成27年度に実施した取組

「ぐりんぐりん古賀」・学校・PTAで構成される「舞小ビオトープ倶楽部」により、池干しや植樹など、生息しやすい環境づくりが行われた。（のべ参加者数54人）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「ぐりんぐりん古賀」・学校・PTAの連携により再整備が進んでおり、今後も関係者が連携して保全活動に取り組んでいく。

● 平成28年度以降の取組について

小鳥の飛来やアオミドロ対策として木陰が必要なことから、民間の助成金等を活用しながら、関係者が連携し、植樹を中心とした保全活動を行う予定となっており、市としても継続的に支援していく。

取組2

学校教育活動へのビオトープの活用推進

授業をはじめとした学校教育活動へのビオトープの活用推進を行う。

スケジュール

平成27年度				平成28年度			
4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			→				→
	4年生「ビオトープ学習」		→		4年生「ビオトープ学習」		→
	「花・ビオトープ委員会」による活動		→		「美化委員会」による活動		→
	「舞小ビオトープ倶楽部」の活動		→		「舞小ビオトープ倶楽部」の活動		→

● 平成27年度に実施した取組

4年生の学習の中で、樹木の名札掛けや「ビオトープ学習」の観察カードを作成し、年間を通じて掲示した。また、月1回の委員会活動時間の前に「舞小ビオトープ倶楽部」（「ぐりんぐりん古賀」・学校・PTAで構成）の会議や学習会を実施し、池干し中に避難していた生物を池に放流するなどの保全活動を「花・ビオトープ委員会」と一緒に行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「舞小ビオトープ倶楽部」も関わりながら、ビオトープを活用した授業や保全活動などの学校教育活動が行われている。今後もビオトープを活用した学校教育活動の推進、活用しやすいビオトープの再整備に向けた検討を行っていく。

● 平成28年度以降の取組について

4年生の理科・総合的な学習の時間において、ビオトープを活用した「ビオトープの観察」や樹木の名前カード整備などの活動を継続して実施していくとともに、月1回の委員会活動の日に合わせて「舞小ビオトープ倶楽部」の会合を実施し、「美化委員会」でのビオトープ整備・視察活動を実施していく（平成28年度より「美化委員会」においてビオトープの活動を行っている）。

取組３	薬王寺水辺公園内ビオトープの活用推進	希少生物の生息する薬王寺水辺公園内ビオトープの活用推進を行う。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			「ぐりんぐりん古賀」による保全活動 →		→	「ぐりんぐりん古賀」による保全活動		→

● 平成27年度に実施した取組

「ぐりんぐりん古賀」により、希少生物の産卵地保全活動が行われ、希少生物の産卵が確認された。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

4年生以上の親子を対象とした観察調査（申込:5家族）を予定していたが、悪天候により中止となった。保全活動とともに、環境教育の場としての活用を検討していく。

● 平成28年度以降の取組について

「ぐりんぐりん古賀」による保全活動の継続のための支援とともに、環境教育の場としての活用を検討していく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

現在、舞の里小学校ビオトープ、薬王寺水辺公園内ビオトープの2ヶ所において、「ぐりんぐりん古賀」だけでなく、学校やPTA、行政などの関係者同士の連携により保全活動や環境教育の場としての活用されている。今後も関係者と連携した取組をすすめていく。

なお、花見小学校のビオトープについては、舞の里小学校ビオトープの整備や学校教育活動への活用が軌道に乗り次第、取組をすすめていく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	Ｃ．人と自然がふれあう場の保全・創出
基本的な取組	Ｃ－②自然環境に配慮した河川・公園の保全と創造

施　策　内　容
環境保全型ブロックの使用など自然環境に配慮した整備を推進していきます。また、ボランティア団体と連携した草刈りや、市民とのワークショップによる景観や自然環境に配慮した河川及び親水空間の確保をめざすとともに、環境学習の場としても活用していきます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
生物とふれあう場の確保・創出に対する満足度	17.6%	中間見直しにおける市民アンケート調査を平成29年度に実施予定	47.8%（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、市民	環境課、都市計画課、建設課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

（仮称）花見東地区公園整備に関するワークショップ開催　／　（仮称）花見東地区公園整備についてワークショップを開催する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		地元区との協議				地元区との協議		

● 平成27年度に実施した取組

ワークショップを踏まえて設計を行い、（仮称）花見東地区公園の工事発注を行った。また、公園供用開始後の維持管理について、地元区と継続的に協議を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

公園維持管理に関しては、ワークショップによって形成された意見と、現状での地元区意見で再度調整を要する部分があるため、今後も引き続き地元協議を行いながら対応を検討する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

今後は、地元区との協議を行いながら適正な公園の維持管理に努めていく。

取組2

大根川親水空間整備　／　大根川親水空間整備にかかるワークショップの開催

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
				整備着手		●第10回 ワークショップ（7/16）		

● 平成27年度に実施した取組

平成24年度から県、市、九州大学及び市民と連携したワークショップを開催し、親水空間の整備内容について協議を重ねてきた。協議内容を踏まえた詳細設計が完成し、平成28年3月から整備に着手した。また、その報告を市HP及び文書で広く市民に周知した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

今後のワークショップにおいて、より良い親水空間の創出と完成後の管理方法の検討のために、多くの市民に大根川親水空間について関心を持ってもらいワークショップに参加してもらうことが課題となる。その対応策としてワークショップ開催を市HPでの掲載やこれまでのワークショップ参加者への個別通知など、広く周知を行う。

● 平成28年度以降の取組について

平成28年度に親水空間整備のうち一部（階段工）を完成させ、翌年度以降に順次整備を実施していく予定であることから、完成後の現地確認並びにその後の施工について及び管理方法の検討を兼ねたワークショップを開催する。それにより整備後に多くの市民が集い、市民自らも管理に携わる活気溢れる親水空間をめざしていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

親水空間確保のために平成27年度末から県施工による、大根川郷土の水辺工事が着手された。今後、複数年をかけて整備される予定であり、整備が完了すれば環境教育の場として活用されることが期待される。

（2） 生活環境

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	Ａ．大気環境その他の保全
基本的な取組	Ａ－①生活環境苦情などに対する適切な対応

施　策　内　容
生活環境苦情に対しては現場確認など迅速な対応を行うとともに、必要に応じ立入検査を実施します。また、近年では、特に不法投棄や野焼き、近隣騒音など、一般家庭が当事者となる苦情が多くを占めているため、広報やホームページによる市民・事業者へのマナーの啓発に努めます。 また、有害物質の流失による土壌汚染や水質事故などの対応は、県や関係部署と連携して拡大防止、原因の究明を図ります。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
生活環境苦情件数	73件	58件	20%減少 （平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、福岡県、関係機関	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

生活環境苦情の対応	生活環境苦情となっている原因を確認し、発生源に対し指導を行う。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	苦情相談受付・対応			→	苦情相談受付・対応			→

● 平成27年度に実施した取組

生活環境苦情に対し、原因等を確認し迅速な対応を行った.（平成27年度における苦情受付件数：58件）
※苦情受付件数内訳：騒音（8件）、悪臭（27件（うち野焼き22件））、水質汚濁（14件）、大気汚染（2件）、その他（7件（私有地における除草剤散布について等））

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

今後も継続して迅速な対応を行っていく。

● 平成28年度以降の取組について

引き続き、苦情発生時においては、適切に即時対応を行い、被害拡大防止に努めていく。

取組2

土壌汚染や水質事故などに関する対応	有害物質の流失による土壌汚染や水質事故などの対応に関しては、県や関係部署と連携して拡大防止、原因の究明に努める。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	水質汚濁発生時の対応			→	水質汚濁発生時の対応			≫

● 平成27年度に実施した取組

発生内容に応じ、関係機関（県宗像遠賀保健福祉環境事務所・県福岡県土整備事務所・水道課・下水道課・農林振興課・建設課等）と連携し、被害拡大防止等の対応を行った。（平成27年度における水質汚濁に関する件数：14件）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

関係機関（県宗像遠賀保健福祉環境事務所・県福岡県土整備事務所・水道課・下水道課・農林振興課・建設課等）と連携した対応を今後も継続していく。

● 平成28年度以降の取組について

事故発生時においては関係機関（県宗像遠賀保健福祉環境事務所・県福岡県土整備事務所・水道課・下水道課・農林振興課・建設課等）と連携しながら、迅速な対応による原因の除去、及び被害の拡大を防止する等の対応を行っていく。

取組３	市民・事業者へのマナーの啓発	広報こがや市HPによる市民・事業者へのマナーの啓発を図る。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	広報こが・市HP等による周知			→	広報こが・市HP等による周知			→

● 平成27年度に実施した取組

広報こが・市HP等で野外焼却禁止などのマナーに関する周知を実施した。（掲載件数：3件）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

野外焼却禁止やペットの適正飼養などの啓発については、市民・事業者のモラル向上につながる、より効果的な啓発を行う必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

市民・事業者へ伝わりやすい、より効果的な方法で啓発を行っていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

平成27年度実績において苦情件数は計画策定時より20%以上減少しており目標を達成しているが、より効果的な啓発方法を取り入れることで、マナー向上を促し苦情件数の減少を図っていく。

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	Ａ．大気環境その他の保全
基本的な取組	Ａ－②光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の基準超過時における適切な対応

施　策　内　容
古賀市近隣の、一般大気・自動車排出ガスの測定局では、近年、いずれの地点、測定項目においても、概ね環境基準を満たしておりますが、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の短期的評価においては基準超過が確認されており、全国的な傾向ではあるものの、健康被害が伴う可能性があるため、観測データの把握、庁内の体制の構築、市民への注意喚起など、適切な対応を行っていきます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
大気環境の保全に関する満足度	21%	中間見直しにおける市民アンケート調査を平成29年度に実施予定	50%（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、関係機関	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

注意喚起時等の対応	県が発表する観測データ等を把握し、注意喚起等の警報が県より発令された際は、対応マニュアル等に従い、市民への周知、被害実態の把握等、必要な対応を速やかに実行する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	市HP等での情報の周知、被害実態の把握 →				市HP等での情報の周知、被害実態の把握 →			

● 平成27年度に実施した取組

平成27年度中は、市においてPM2.5に関する注意喚起、光化学オキシダント注意報等は発令されなかったが、発生した場合の対応シュミレーションを行い、緊急時の対応に備えた。（P79・80参照）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

勤務時間外における対応について、迅速かつ適切に対応・周知を行う体制の強化を図っていく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

県が発表する測定値を注視しながら、注意喚起等が発令された場合は、市で作成した対応マニュアルに従い迅速な行動を行っていく。（P79・80参照）

取組2

市民への注意喚起	広報こがや市HPによる市民への注意喚起を行う。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	広報こが、市HP等による市民への注意喚起 →				広報こが、市HP等による注意喚起 →			

● 平成27年度に実施した取組

平成27年度は注意喚起の発令が無かったことから市民への注意喚起を実施していないが、広報こがや市HPにおいて、注意喚起及び状況の確認方法及び行動の目安などを記載したページを設け、周知・啓発を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

市民が多く集まるイベントに関しては、開催状況の情報把握につとめ、注意喚起が発令された場合は企画者に対して周知を図っていく。

● 平成28年度以降の取組について

注意喚起等が発令された場合は、対応マニュアルに従い適切な行動を行っていく。（P79・80参照）（P79・80参照）

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

PM2.5に関する注意喚起や光化学オキシダント注意報等発令時においては、周知や被害実態の把握など迅速な対応を行っていく。

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	Ａ．大気環境その他の保全
基本的な取組	Ａ－③自動車騒音の計画的な測定・監視

施　策　内　容
騒音規制法にもとづく自動車騒音常時監視を計画的に実施します。対象路線は2車線以上の道路（市町村道については4車線以上）であり、古賀市では9路線が対象となっています。平成24年度に福岡県から権限委譲されており、5年間のローテーションで計画的な測定を実施します。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
道路交通騒音の環境基準達成率	96%	100%	100%（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

自動車騒音測定実施	騒音規制法にもとづき自動車騒音測定を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			自動車騒音測定	→			自動車騒音測定	→

● 平成27年度に実施した取組

12月に九州自動車道において騒音測定を実施したが、環境基準を超過した地点はなかった。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

国からの法定受託事務として、市内で2車線以上の車道を有する道路（国道2路線、県道6路線、高速道路（九州自動車道））を測定対象としており、5年間のローテーションで実施している。

● 平成28年度以降の取組について

平成28年度は県道2路線（県道清瀧古賀線、県道米多比谷山古賀線）において実施していく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

現在、国からの法定受託事務として、市内で2車線以上の車道を有する道路（国道2路線、県道6路線、高速道路（九州自動車道））を測定対象としており、5年間のローテーションで実施している。平成27年度の騒音測定においては、環境基準を100%達成していたが、今後引き続き実施する測定においても環境基準100%が達成できるよう、改善の必要性がある場合は、道路管理者に改善を促していく。

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	Ｂ．水環境の保全
基本的な取組	Ｂ－①定期的な水質調査の実施

施　策　内　容
古賀市の河川水質検査では、近年、いずれの観測点でも概ね環境基準を満たしておりますが、今後も引き続き、水質の把握に努めるため、水質調査を実施していきます。また、海水域についても、毎年定点監視を行うことで水質状況の経年的な把握に努めます。 地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を行っており、経年的に環境基準を満たしていますが、有事の際には、県と情報の共有を図り、適切に対応していく必要があります。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
河川・海域における水質の環境基準達成度状況	100%	100%	100%（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市・福岡県・関係機関	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

市内河川水質調査	市内河川7箇所の水質調査を実施し、水質状況を経年的に把握する。

スケジュール

平成27年度				平成28年度			
4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
河川水質調査 →				河川水質調査 →			

● 平成27年度に実施した取組

市内大根川流域及び中川流域の7地点（P73 図6参照）について水質調査を実施し、ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）については大根川の5地点（P73 表9参照）において環境基準を満たしていた。また、県においても環境基準点における河川水質調査を実施した。（P71 表7・P72 図5参照）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

平成27年度の河川水質は環境基準を満たしていたが、今後も継続して市内河川水質調査を実施し、注視していく。

● 平成28年度以降の取組について

市内河川のより詳細な状況把握に努めるため、調査地点を7地点から9地点に増設し、継続的な水質調査を行っていく。

取組2

海水域水質調査	海水域4箇所の水質調査を実施し、水質状況を経年的に把握する。

スケジュール

平成27年度				平成28年度			
4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
海水域水質調査 →				海水域水質調査 →			

● 平成27年度に実施した取組

5月13日に海水域水質調査を実施し、全ての調査地点において水浴場水質判定基準は「可」との結果であった。（P76・P77参照）

● 平成28年度における課題、及び課題に対する対応策

調査結果が「適」ではなく「可」であったことから、今後も継続して海水域水質を注視していく必要がある。なお、調査結果が「可」であった理由については、水質調査を実施した調査機関より、部分的な汚染の可能性は低いものの、原因の特定はできなかったとの報告を受けている。調査実施の際には、波の高さや天候等にも配慮しながら海水域水質調査を実施していく。

● 平成28年度以降の取組について

平成27年度に引き続き継続的な水質調査を行い、水質状況の把握に努めていく。

取組3	快適環境監視事業	上水道未整備地域の地下水水質状況の把握のために、家庭用飲用井戸における13項目の水質調査（サンプリング調査）を実施する（快適環境監視事業）。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		井戸水水質調査				井戸水水質調査		

● 平成27年度に実施した取組

市内上水道未整備地域における水質状況把握のため、市内10行政区から選定された井戸について水質調査を実施した。（対象井戸については、上水道未整備世帯100世帯につき1世帯の割合で行政区長により選定されている。）（P78参照）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

調査により不適項目が検出された井戸の所有者に対しては、改善対策について周知を行った。

● 平成28年度以降の取組について

引き続き継続的な水質調査を行い、水質状況の把握に努める。また、面的に異状が見られた場合は、県宗像遠賀保健福祉環境事務所・県福岡県土整備事務所と共に原因を追及していく。

取組4	問題発生時の対応	上記の水質調査及びパトロール等により水質等に問題が確認されれば、原因除去及び被害拡大防止に関係機関と連携して対応する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	連携・対応				連携・対応			

● 平成27年度に実施した取組

過去に水質に関する苦情、問い合わせがあった箇所を中心に、市が実施する環境パトロールにより定期的に水質状況を確認した。水質の悪化により市民の生命・財産への影響が懸念された場合、環境課への報告を速やかに行うと共に、関係機関（環境課・農林振興課・水道課・下水道課・建設課・施設管理関係各課・県宗像遠賀保健福祉環境事務所・県福岡県土整備事務所等）と連携し、原因除去、被害拡大防止等の措置を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

関係機関と連携して対応することができていることから、今後も継続していく。

● 平成28年度以降の取組について

水質等に問題が発生した際は、関係機関との連携を図り、早急な対応で原因の除去及び被害拡大の防止に努めていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

水質状況に問題が有ると確認された場合は、関係機関（環境課・農林振興課・水道課・下水道課・建設課・施設管理関係各課・県宗像遠賀保健福祉環境事務所・県福岡県土整備事務所等）と連携し、原因除去、被害拡大防止等に努めることで水環境の保全に努めていく。

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	Ｂ．水環境の保全
基本的な取組	Ｂ－②公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の推進

施　策　内　容
古賀市全域において、公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業により水洗化の普及・促進を図ります。 薦野・米多比地区への継続した整備を実施しており、整備済区域における水洗化を促すため、奨励金制度の活用や説明会の実施など水洗化率の向上を図ります。未整備区域については、合併処理浄化槽設置に伴う補助金を交付し、水洗化を促します。 また、古賀水再生センター流入水の汚濁負荷を軽減するため、事業場における水質の把握、定期的な水質検査を実施します。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
汚水処理人口普及率	91%	93.60%	100%（平成37年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	下水道課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

「合併処理浄化槽補助金」の交付　　「合併処理浄化槽補助金」を交付する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	申請受付、審査、補助金交付				申請受付、審査、補助金交付			

● 平成27年度に実施した取組

「合併処理浄化槽設置補助」を12件実施し、その完了検査時等において、管理者に対して浄化槽設置後の適正な維持管理について説明を行った。また、既設浄化槽について、県宗像遠賀保健福祉環境事務所と連携を取り、「浄化槽法」第7条及び第11条に基づく検査の実施状況の確認を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

補助金の申請件数が減少傾向にあることから、当該補助金制度について更なる周知を行う必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

今後も引き続き、公共下水道認可区域及び農業集落排水事業採択済み地域以外について「合併処理浄化槽設置補助」を継続するとともに、設置者に対して浄化槽の適正な維持管理の説明を行う。また、既設浄化槽の法定検査の実施状況について継続して確認を行っていく。

取組2

事業場排水検査の実施　　定期的な事業場排水検査を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		事業場現地採水 水質検査 現地調査及び改善指導		事業場現地採水 水質検査 現地調査及び改善指導		事業場現地採水 水質検査 現地調査及び改善指導		事業場現地採水 水質検査 現地調査及び改善指導

● 平成27年度に実施した取組

排水量が多い事業場や水質の悪化の可能性が懸念される事業場からの排水について、水質検査（15箇所）を2回実施した。また、検査により水質基準を満たしていない事が判明した3事業場については、排水の水質改善について指導等を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

現況把握のため現地調査等行った事業場の中には排水処理施設の改修等が必要と思われる事例があった。水質を改善するためには、施設の改修等が必要となるが、多額の費用を要するため、短期間での水質改善が難しいのが現状である。そのため、過去の水質検査の資料を参考にして資金面においても計画的な指導を行う必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

今後も水質検査を継続し、事業場における排水の水質改善を促すための指導を行っていく。

取組3	市内下水道管渠・施設の整備	市内下水道管渠・施設を整備する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	現地調査・設計		発注・契約・着工	竣工・検査	現地調査・設計		発注・契約・着工	竣工・検査

● 平成27年度に実施した取組

「古賀市公共下水道事業」及び「古賀市農業集落排水事業」で市内の下水道管渠・施設の整備を行った。
公共下水道では、新たな汚水排出源への対応として、京田処理分区の管渠整備と各所において公共汚水桝を63箇所設置し、農業集落排水事業では、薦野・米多比地区の管渠及び処理場の整備を行った。
また、処理区域内の接続を促すために対象者へ通知するとともに「水洗便所改造奨励金」の周知を併せて行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

農業集落排水事業薦野・米多比地区第1期地区の供用開始目標（平成29年度初頭）達成に向け、引き続き計画的な整備を行う必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

今後も引き続き市内全域の水洗化に向け、新たな汚水処理構想等にもとづき、効率性を踏まえつつ計画的に整備を行っていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

新たな汚水処理構想等にもとづき、集合処理（「古賀市公共下水道事業」及び「古賀市農業集落排水事業」）・個別処理（合併処理浄化槽）手法により、効率性を踏まえつつ計画的に整備を行っていく。

（3） 都市環境

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	Ａ．都市景観の維持・形成
基本的な取組	Ａ－①景観まちづくりセミナーの開催

施　策　内　容
景観まちづくりに関する市民意識を高めるため、「環境」「色彩」「植栽」「生態系」など、景観まちづくりにかかわりの深いセミナーを定期的に開催します。長期的には、景観まちづくりに積極的に参画する人材の育成をめざします。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
セミナー参加延べ人数	440人	649人	1,300人（平成30年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

景観まちづくりセミナーの開催	景観まちづくりに関する市民の意識向上を図るため、景観まちづくりセミナーを開催する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		→大人向け景観セミナー	→子ども向け景観セミナー			→親子向け景観セミナー		

● 平成27年度に実施した取組

9月に大人向け景観セミナーである、「ガーデニングとまちづくり～花のある風景～」を開催し、花が景観に与える影響についての講義の後、市役所市民憲章前花壇において、コスモスの苗の植え付け体験を行った。
11月には、「古賀市子どもわくわくフェスタ」と共催で子ども向け景観セミナーを開催し、色クイズ及び古賀市内で採取した貝殻や植物など、自然のものを用いたワークショップを行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

大人向け景観セミナーでは、高齢者の参加者が大半を占めていたが、全世代の市民に対して広く周知したいため、平成28年度は、「親子向けセミナーを開催することで、30～40代の比較的若い大人世代に景観まちづくりに興味をもってもらう。

● 平成28年度以降の取組について

市の景観行政の進捗状況に併せて、より専門的な内容の景観セミナーの開催を検討していく。また、これまでの景観セミナーへの参加が少ない、働く世代の市民の参加を図るために、親子向けセミナー等の企画を検討し、幅広い市民に対して、景観まちづくりに対する意識向上を促していく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

今後も、市の景観行政の進捗に併せて、適時効果的なセミナーを開催するが、その中で、可能な限り、参加人数を確保できる内容を検討し、より多く、また幅広い世代の市民に対して、景観まちづくりに関する意識向上のきっかけを提供していく。

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	Ａ．都市景観の維持・形成
基本的な取組	Ａ－②景観まちづくり教育プログラムの実施

施　策　内　容
まちなみや自然の美しさなど、普段見落としている古賀市の魅力を再発見することをめざし、景観写真コンテストや景観絵画コンテストなどを開催することで、市民の都市景観に対する意識の高揚を図ります。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
コンテスト応募点数	100点	1,038点	300点（平成27年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

「古賀の魅力再発見コンテスト」の実施

古賀の景観について考えるきっかけづくりを目的として、「古賀の魅力再発見コンテスト」を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	作品募集			審査・表彰式	作品募集			審査・表彰式

● 平成27年度に実施した取組

写真一般部門、絵画一般部門、絵画ジュニア部門の3部門にそれぞれ最優秀賞、優秀賞（2点）、佳作（2点）、特別審査員賞（2点）を設け、作品の募集と審査を行った。受賞者21名に対し表彰を行い、表彰状と副賞を授与した。また、ジュニア部門の参加者には参加賞（キーホルダー）を配布した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

平成26年度（311点）と比較するとすべての部門で応募点数が増加していたが、絵画ジュニア部門の作品の中にはコンテストの趣旨に即していないものが見受けられたため、周知方法について再度検討し、効果的な周知を図る。

● 平成28年度以降の取組について

同スケジュールでコンテストを実施していく。

取組2

コンテスト応募作品の展示

コンテストの応募作品の展示による市民への周知啓発を実施し、古賀市の景観が持つ魅力を発信する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	応募作品の展示				応募作品の展示			

● 平成27年度に実施した取組

「古賀の魅力再発見コンテスト2014」作品の展示会を市内外で行った。市内では市役所、古賀駅（2回）、千鳥苑、コスモス館（デジタルサイネージ）、市外ではアクロス福岡、北九州市立美術館、九州産業大学構内、九州産業大学コミュニティギャラリーで展示を行った。また、生涯学習センター工事現場の壁面に作品をシールにして展示した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

古賀の魅力を発信するため、展示可能な場所については複数回の展示を、今後も継続して行っていく。また、より効果的な取組を行うため、効果検証の方法について検討する。

● 平成28年度以降の取組について

「古賀の魅力再発見コンテスト2015作品展」を会場のスケジュールにあわせて、適時開催する。各展示場とスケジュール調整を行い、展示会開催期間を平成27年度より長く取れるようにしていく。

取組3	「古賀の魅力再発見コンテスト作品集」の作成	「古賀の魅力再発見コンテスト作品集」を作成する。						
	スケジュール	平成27年度				平成28年度			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
					市HPでギャラリーページを開設 →	→	適宜改良		→

● 平成27年度に実施した取組

当初3年間（平成27年度終了）の事業であったが、平成28年度以降も継続することとなったため、作品集作成の代案として、市HPにコンテスト作品ギャラリーページを開設した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

作成したギャラリーページの活用方法について検討する。

● 平成28年度以降の取組について

ページの適切な運用を徹底し、閲覧者にとって見やすいように、適宜改良していく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

目標応募点数は既に達成している。効果的に周知を行い、市民が景観について考えるきっかけとしていく。また、展示会場アンケート等により、効果検証を行い、よりよいコンテストとしていく。

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	Ａ．都市景観の維持・形成
基本的な取組	Ａ－③屋外広告物の管理

施　策　内　容
まちなみ景観を損ねる無秩序な屋外広告物を、福岡県屋外広告物条例にもとづいて適正に管理します。また、路上などの違反広告物を市民ボランティアで簡易除却できる「古賀市路上など違反広告物追放推進団体」を増やす啓発活動を行い、都市景観の維持管理に努めます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
古賀市路上等違反広告物追放推進団体	4団体	5団体	8団体（平成28年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、古賀市路上等違反広告物追放推進団体	都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

違反屋外広告物に対する是正指導・適正管理	景観を損ねる違反屋外広告物に対する是正指導・適正管理を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	→			→	→			→
	適宜対応				適宜対応			

● 平成27年度に実施した取組

無届違反広告物への是正指導を行った。簡易除却ではボランティア団体への委託と都市計画課職員での除却を実施した。
また、主要3路線における未申請屋外広告物の指導成果としては、取組を始めた平成23年度と比較すると、国道3号では198件から26件に、国道495号では、285件から38件に、県道35号では269件から19件に改善された。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

平成23年度より始まった取組は一定の成果を上げており、引き続き推進していく。

● 平成28年度以降の取組について

市民に対する活動へのPRを行うため近隣の自治体と協力し、同日一斉簡易除却の開催を検討する。また、無届業者に対して、個別に指導を行っていく。

取組2

違反広告物追放推進団体への簡易除却委託	古賀市路上等違反広告物追放推進団体へ簡易除却を委託する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	→			→	→			→
	古賀市路上等違反広告物追放推進団体に委託				古賀市路上等違反広告物追放推進団体に委託			

● 平成27年度に実施した取組

ボランティア団体が実施する違反広告物の簡易除却を行った。都市計画課職員も同行し、除却作業の既得や啓発活動のための写真撮影などを行った。

● 27年度における課題、及び課題に対する対応策

団体の登録数が伸び悩んでいるため、事業の周知により、協力を得られる登録団体を増やしていく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

特に違反広告物が多い地区の区長等への個別の周知を検討している。また、ボランティア団体の活動に同行し、啓発活動活動等について支援していく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

市民団体等への個別の案内等を徹底することで、達成できるよう協力を求めていく。ボランティア団体が増加することにより、除却の回数の増加と市民意識の向上、違反広告物の減少につなげていく。

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	Ａ．都市景観の維持・形成
基本的な取組	Ａ－④公共空間景観形成ガイドラインの推進

施　策　内　容
「道路」「公園・緑地」「水辺・河川」「公共建築物」などの公共空間において、古賀市の風土を踏まえた景観デザインとなるよう定めた「公共空間形成ガイドライン」の理解と協力を促します。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
公共空間景観形成ガイドライン準拠物件	0件	2件	5件（平成30年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

ガイドラインを遵守した景観の整備	公共物設計発注におけるガイドラインを遵守することにより景観に配慮した整備をする。

スケジュール

平成27年度				平成28年度			
4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		フィードバックの仕組み検討 →	都市計画課聴き取り →	関係部署取り →			

● 平成27年度に実施した取組

ガイドラインの遵守状況を確認するため、フィードバックのためのチェックシートを作成し、都市計画課内（公園）で聴き取りを行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

公共施設整備に関する関係部署全てに聴き取りを行うことができなかった。平成28年度、残りの関係部署に聴き取りを行い、目標件数の達成を図っていく。

● 平成28年度以降の取組について

聴き取りに合わせて公共事業の関係部署に周知を行い、今後整備される公共施設についても、景観に配慮した整備を行っていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

目標件数は達成できる見込みである。今後も、公共施設整備に際しては、関係部署間で連携を図り、ガイドラインに準拠した物件を増やすことで、景観に配慮したまちづくりを推進していく。

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	Ａ．都市景観の維持・形成
基本的な取組	Ｂ－①指定文化財の適切な維持管理と有効活用

施　策　内　容
既に指定済の文化財についての適切な維持管理を推進するとともに、その歴史的・文化的価値に関する調査研究を引き続き実施します。また、案内板の設置や、「唐津街道」、「鹿部田渕遺跡」をはじめとする古賀市の文化財めぐりなどの開催により、文化の保全と継承、市民への普及啓発を推進し、歴史的景観の保全に努めます。 また、古賀市の「船原古墳」などの重要遺跡に関する調査・保存・整備、文化財収蔵施設の整備などを推進するとともに、未指定の文化財に関する調査研究を推進します。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
自然史・歴史講座の開催数	4回	6回	増加（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市教育委員会	サンフレアこが（文化課）

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

歴史的文化の保全と継承についての啓発　「自然史・歴史講座」の開催により、市民の歴史的文化の保全と継承について啓発する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	講演会				現地学習		講演会	
		現地学習				体験学習		現地学習

● 平成27年度に実施した取組

市民が自然・歴史を学ぶ機会として、「自然・歴史講座」を6講座（講演会2講座、現地学習4講座）開催した。講演会のうち1講座は、平成25年3月の「遺物埋納坑（１号土坑）」発見以来話題となっている、「船原古墳」関連の講演、また現地学習のうち2講座は、古賀市内の史跡をめぐる内容とし、郷土古賀の自然や歴史により関心を持ってもらえる講座とした。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

平成27年度に実施した講座の中で、子ども向け講座（小学5・6年生対象）は、予定より参加者が少なかったため、次回からは対象学年の設定や実施時期、周知の方法等にも配慮して行いたい。

● 平成28年度以降の取組について

平成28年度以降も、「自然史・歴史講座」の内容の充実を図り、郷土古賀や周辺の自然・歴史への理解を深め、継承していくための啓発をさらに進めていきたい。特に「船原古墳」に関しては、「古賀市の宝」として、市民の興味・関心を高めていけるよう、今後も同講座において、魅力のある講演会等を継続して開催していく必要がある。また、子どもの頃から自然や歴史に触れる機会となるよう、子ども向け講座についても拡充を図っていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「自然史・歴史講座」については、平成27年度は6講座実施している。平成28年度は4講座の実施を予定しているが、このうち第2回目の講座（子ども向け体験学習）については全5回実施のため、講座全体の延べ回数でみると合計8回となり、講座回数は増加することとなる。次年度以降も、歴史資料館における他の事業との兼ね合いや予算等を勘案し、内容や実施回数等を検討していく。

(4) 地球環境

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	Ａ．古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
基本的な取組	Ａ－①再生可能エネルギー導入の推進

施　策　内　容
再生可能エネルギーの導入については、「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」にもとづき、市の特性にあった設備やシステムを検討し、推進していきます。 家庭への太陽光発電システム導入に係る設置費の助成など、再生可能エネルギーに対する補助については、国・県の動向を注視し、費用対効果などを考慮しながら実施していきます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
太陽光発電設備設置件数	1,055件	1,694件	増加（平成35年度）
二酸化炭素総排出量の削減割合	398 千ｔ-CO2 100% （平成21年度）（2009年）	平成29年度に算出予定	386 千ｔ-CO2 -3% （平成35年度）（2023年）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1		
再生可能エネルギー導入可能性調査の検討	古賀市の特性にあった再生可能エネルギー設備の導入可能性調査を検討する。	

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	国・県等の動向や他市町村の先進事例等の情報収集 →				国・県等の動向や他市町村の先進事例等の情報収集 →			

● 平成27年度に実施した取組

地球温暖化対策として、再生可能エネルギーを普及促進していく必要があるため、国や県の動向を注視し、説明会等での情報収集に努めた。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

市において、効果的な施策を打ち出すことができなかった。平成28年度も継続して国や県の動向を注視し、また、他市町村等の先進事例などの情報収集に努めつつ、効果的な施策を検討していく。

● 平成28年度以降の取組について

「日本の約束草案」（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）の内容を把握し、引き続き、国や県の動向を注視することで、市において効果的な施策の検討を行っていく。

取組2	
再生可能エネルギー導入の推進	導入可能性調査の結果をもとに再生可能エネルギー導入の推進方針を策定し推進を図る。

● 平成28年度以降の取組について

取組1の情報収集、分析終了後に取組を開始する（年度未定）。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

国や県の動向を注視しながら他市町村等の先進事例の情報収集に努め、市の特性にあった再生可能エネルギーの導入を推進していく。

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	Ａ．古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
基本的な取組	Ａ－②家庭でできる省エネルギー行動の効果検証

施　策　内　容
Ａ-①の施策に伴い、太陽光発電システムの設置世帯を中心に「環境家計簿」や「うちエコ診断」による啓発を行うとともに、集計結果の公表や表彰など、今後の再生可能エネルギーの普及への啓発に活用します。また、「エコファミリー」への登録を促すことで電気やガス、水道使用量の節減など省エネルギー・省資源の取組を県と連携して推進していきます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
うちエコ診断受診件数	0世帯	141世帯	500世帯（平成35年度）
二酸化炭素総排出量の削減割合	398 千ｔ-CO2 100% （平成21年度）（2009年）	平成29年度に算出予定	386 千ｔ-CO2 -3% （平成35年度）（2023年）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市・国・福岡県	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

「うちエコ診断」の実施　　「うちエコ診断」を推進する（H30年度目標：250件）。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		→うちエコ診断会		→うちエコ診断会			→うちエコ診断会	

● 平成27年度に実施した取組

市民の省エネや節電意識の向上を図るため、各家庭の実態に合わせた省エネ・節電対策を紹介する「うちエコ診断」を県地球温暖化防止活動推進センター及び県地球温暖化防止活動推進員と連携し実施している。9月27日～10月2日、12月15日に「うちエコ診断会」（受診者数：52世帯）を実施した。これまでの2年間で、のべ123世帯が受診している。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「うちエコ診断」により市民に対して家庭における省エネ・節電意識の向上を図ることができたが、現状では、市民の「うちエコ診断」の認知度が低く、受診者の増加を図ることが難しい点、また、「うちエコ診断」受診後のアンケートの回答率が低くなっていることから、受診後の状況把握ができていない点が課題であると考えられる。今後は、受診者数の増加を図るための効果的な周知方法や受診後の状況把握の方法を検討する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

平成28年度は11月21日～26日の6日間で県地球温暖化防止活動推進センター及び県地球温暖化防止活動推進員と連携し「うちエコ診断会」を実施する。多くの市民に対し周知するため、様々なイベントでの紹介を行い、受診者数の増加を図っていく。また、省エネ・節電行動を継続していくための取組を検討していく。

取組2

「エコファミリー」への登録を推進　　市民による「エコファミリー」への登録、「ふくおか環境家計簿」の活用を推進する。（平成30年度目標：250世帯）

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	→イベント等での推進			→	→イベント等での推進			→

● 平成27年度に実施した取組

市民の省エネや節電意識の向上を図るため、平成26年度より「エコファミリー」登録を推進している。平成27年度は、説明会を3回（「グリーンカーテンの匠事業」（1回）・まちづくり出前講座（2回））、登録呼びかけを2回（「グリーンカーテンの匠事業」・「うちエコ診断会」）実施した。（平成27年度登録実績：164世帯（平成26年度より72世帯の増加））

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「エコファミリー」への登録数は増加傾向にあるが、取組結果について県への報告まで行っている市民は少ない。「ふくおか環境家計簿」を活用し、家庭のエネルギーの把握を行っていくことで省エネ・節電意識の向上を図ることができると考えられることから、継続した取組につながるサポートの方法を検討する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

「グリーンカーテンの匠事業」での説明会や取組状況の確認、「うちエコ診断会」での登録呼びかけ等を実施することで、「エコファミリー」への登録を推進し、また、登録者の継続した取組につながるサポートの方法を検討していく。

取組3	運輸部門の省エネ対策を推進	運輸部門の省エネ対策として市民や市内の事業者に対し「エコドライブ」を推進する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			● エコドライブ教習会（10/17）					● エコドライブ教習会（1/21）

● 平成27年度に実施した取組

10月17日に、県地球温暖化防止活動推進センターと連携し「エコドライブ教習会」を開催し、25名の市民及び事業者が参加した。（エコドライブによる燃費改善率：34.5%）また、市民に対し、エコドライブを推進していくため、広報こが及び行事予定表において周知啓発を行った。（P7参照）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「エコドライブ教習会」への参加者は、他の環境施策に参加するなど、環境問題に関心の高い市民が多かった。今後は、より多くの市民の省エネルギー意識の向上を図っていくため、関心が低い市民にも意識を向けてもらえるよう、講座の周知方法等を工夫する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

継続してエコドライブに関する講座を開催し、市民や事業者に対し「エコドライブ」を推進する。また、広報こがや行事予定表等を活用し、市民へエコドライブの周知、啓発に努めていく。

取組4	「意識調査」の実施による効果検証	市民に対する「意識調査」を実施し効果検証を行う。

● 平成28年度以降の取組について

平成29年度に「意識調査」を実施する。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

家庭部門への対策として「うちエコ診断」の受診や「エコファミリー」への登録などを推進し、市民の省エネ・節電意識の向上に努めている。また、運輸部門についても市民や市内の事業者に対し「エコドライブ」を推進することで、地域全体の二酸化炭素排出量の削減につなげていく。

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	Ａ．古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
基本的な取組	Ａ－③事業者への環境マネジメントシステム導入の推進

施　策　内　容
事業者が自主的に環境保全への取組を継続して進めていくための仕組みとして、ISO14001 やエコアクション21 などの環境マネジメントシステムの導入を促進します。導入支援の内容として、手続きに関する情報の提供、人材育成のための研修会などの開催をはじめ、規格取得などに必要な費用の補助についても検討していきます。また、「うちエコ診断」の実施を促し、企業のエネルギー使用の現状把握を行うことで、効果的な施策の検討も併せて行います。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
二酸化炭素総排出量の削減割合	398 千ｔ-CO2 100% （平成21年度）（2009年）	平成29年度に算定予定	386 千ｔ-CO2 -3% （平成35年度）（2023年）
事業者のマネジメントシステム導入数	14事業所	14事業所	増加（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市・国・福岡県	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

環境マネジメントシステムの導入検討	環境マネジメントシステムの段階的な導入を促す仕組みづくりを検討する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	環境マネジメントシステム内容検討				環境マネジメントシステムの内容検討・手法の整理			

● 平成27年度に実施した取組

エコアクション21地域事務局や県地球温暖化防止活動推進センターと協議を行い、国や県の制度を活用しながら環境マネジメントシステムの段階的な導入を促す仕組みについて検討した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

検討した仕組みが、企業の参加を促すことにつながるか精査する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

環境マネジメントシステムの段階的な導入を促す仕組みを精査し、企業の参加を促す方法の検討を行っていく。

取組2

環境マネジメントシステム導入に向けた事業紹介	環境マネジメントシステム導入に向けた事業紹介（説明会等）を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		市HP等での事業紹介				市HP等での事業紹介		

● 平成27年度に実施した取組

取組1における環境マネジメントシステムの段階的な導入を促す仕組みづくりを検討することができたが、内容について再度精査する必要があることから、平成27年度は国・県で実施されている事業を市HPで紹介し、市内事業者への周知に努めた。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

事業者への聴き取りを行ったが、提案に対するメリットを示すことが難しく、有効な環境マネジメントシステムを提案するには至らなかった。また、大手の企業は取引上、自主的に取り入れていることがわかった。

● 平成28年度以降の取組について

今後も継続して国や県が実施する事業を市HPで紹介していく。また、国・県への聴き取りや意見交換等により、課題を整理し、効果的な事業を実施していく。

取組3	国・県等の情報を収集	国・県等で把握している情報を収集する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	国・県における省エネ・環境マネジメントシステムに関する情報収集				国・県における省エネ・環境マネジメントシステムに関する情報収集			

● 平成27年度に実施した取組

環境マネジメントシステムに関連する講演会、説明会等への出席、エコアクション21地域事務局や県地球温暖化防止活動推進センターとの協議等を行い、情報収集を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

環境マネジメントシステムの導入を推進する方法にはさまざまな手法があることがわかったが、より効果的な方法を検討し、実施していく必要がある。今後も情報収集を継続して行い、国・県の施策等を注視していく。

● 平成28年度以降の取組について

平成28年度も同様に国・県における環境マネジメントシステムに関する情報収集を行っていく。

取組4	事業者に対する意識調査の実施	事業者に対する意識調査を実施し効果検証を行う。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		意識調査における調査票の検討						

● 平成27年度に実施した取組

事業者に対する意識調査の実施に向けて関係課との協議を行い、検討したが実施には至らなかった。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

調査票の内容について再度検討し、「第2次環境基本計画」の中間見直しに合わせ意識調査を実施する。

● 平成28年度以降の取組について

事業所への意識調査については、平成30年度の「第2次環境基本計画」の中間見直しに反映させていくため、平成29年度以降に実施していく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

事業所訪問等での聴き取りにより、従業員数の多い事業所については、既に、環境マネジメントシステムに取り組んでいることがわかった。従業員数の少ない事業所に対しては、国の調査においても省エネルギー行動に取り組んでいる企業が少ないことから、国・県における省エネ、環境マネジメントシステムに関する事業の情報提供を行い、環境意識の向上を図りながら、環境マネジメントシステムの普及促進を図っていく。

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	Ｂ．古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進
基本的な取組	Ｂ－①公共施設における再生可能エネルギー導入の推進

施　策　内　容
公共施設へ再生可能エネルギー導入を推進していきます。また、設備導入に当っては国や県などの各種補助制度を活用し、経費・社会性の面を考慮しながら適宜実施していきます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
公共施設の再生可能エネルギー導入施設数	4施設	6施設	増加（平成35年度）
古賀市の公共施設における 二酸化炭素排出量の削減割合	4,511（t-CO2） 100%（平成11年度比）	5,710（t-CO2） 27%（平成11年度比）	4,195（t-CO2） -7%（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	環境課、管財課、下水道課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査の実施	市の特性にあった再生可能エネルギー設備の導入可能性調査を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	古賀水再生センターにおける導入可能性調査				消化ガス発電設備の導入に向けた準備			

● 平成27年度に実施した取組

「平成27年度福岡県エネルギー利用モデル構築促進事業補助金」を活用し、古賀水再生センターにおける消化ガス発電設備導入可能性調査を実施した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

導入可能性調査の結果から、消化ガス発電設備の導入により一定の二酸化炭素削減効果が見込まれることが判明した。今後は調査結果をもとに導入に向けた準備を進める必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

導入可能性調査の結果をもとに、古賀水再生センターへの消化ガス発電設備の導入に向けた準備を進めていく。

取組2

再生可能エネルギー設備の導入を推進	調査結果をもとに、市の特性にあった設備導入を検討し、導入を推進する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
						消化ガス発電設備の導入に向けた準備		

● 平成28年度以降の取組について

取組1の導入可能性調査の結果をもとに、古賀水再生センターへの消化ガス発電設備の導入に向けた準備を進めていく。

取組3	交流館に太陽光パネル（10kW）を設置	環境への配慮及び省エネを目的とし、交流館における太陽光パネル（10kW）を設置する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	設置工事					● 施設運用開始		

● 平成27年度に実施した取組

平成27年1月から交流館建設工事を開始しており、太陽光パネルについては建設工事途中に設置を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

設置が完了した設備について、効率的な運用のため、保守点検等を行っていく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

保守点検等を実施し、設備の維持管理に努めていく。

取組4	「グリーンニューディール基金事業」の活用	「グリーンニューディール基金事業」を活用した、太陽光パネル（10kW）の導入及び蓄電池（15kW）を設置する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	設置工事		運用開始（小学校2校：11月/庁舎：4月）					
					保守点検等の実施			

● 平成27年度に実施した取組

地震や台風等による大規模な災害に備え、非常用電源として最低限の電力を確保できるよう、防災拠点または避難所に指定されている公共施設のうち3施設に太陽光発電設備及び蓄電池を導入した。（庁舎:太陽光(10kW)、蓄電池(16.2kW))(花見、小学校:太陽光(10.44kW)、蓄電池(12kW))(P7参照)

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

設置が完了した設備について保守点検等を行い、災害発生時に活用できるよう備えておく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

通常時の余剰電力は公共施設において有効活用を行い、災害発生時に活用できるよう、定期的に保守点検等を実施することで設備の維持管理に努めていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

エネルギー事情を鑑みて、市内公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進していく。既に導入が完了した設備については、保守点検等を継続して実施することで効果的、効率的な使用に努め、二酸化炭素排出量の抑制につなげていく。

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	Ｂ．古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進
基本的な取組	Ｂ－②グリーン購入及び庁舎の省エネルギーの推進

施　策　内　容
グリーン購入調達方針にもとづく、製造過程・廃棄段階で環境への負荷が少ない物品の購入・使用に努めます。 また、LEDなどの高効率照明への切り替え、照明の間引き、消灯の励行によって庁舎の節電に努めるとともに、車輌のエコドライブを推奨することでエネルギーの節減にも取り組みます。 特に、電力使用が多い夏季・冬季については、冷暖房の温度設定の徹底（夏季28℃、冬季20℃）、クールビズ・ウォームビズの取組や、給湯器の停止（夏季）、緑のカーテンの設置など積極的な節電対策に取り組みます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
グリーン購入の調達率（※下記参照）	88%	95.88%	100%（平成35年度）
古賀市の公共施設における 二酸化炭素排出量の削減割合	4,511（t-CO2） 100%（平成11年度比）	5,710（t-CO2） 27%（平成11年度比）	4,195（t-CO2） -7%（平成35年度）

※（指標）グリーン購入の調達率：調達率＝全分野累計適合物品調達数/全分野累計調達総量

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	環境課、管財課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

「省エネ法」にもとづく中長期計画書の作成　　「省エネ法」にもとづく特定事業者としての体系づくり、及び中長期計画書を作成する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	体系（委員会）の検討	中長期計画書の作成			「古賀市地球温暖化対策等委員会」の設置 「古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定	中長期計画書の作成		

● 平成27年度に実施した取組

「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」をもとに、平成27年度に取り組む内容を取りまとめ、7月に中長期計画書を作成した。また、全庁的に継続した取組を推進していくため、「古賀市地球温暖化対策等委員会」の設置について関係部署と協議を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

エネルギーの効率的な利用を強化する必要があることから、現況の把握を行い、エネルギーの効率的な使用について検討し、中長期計画書を作成する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

各施設管理者の意見を取り入れやすい、庁内組織を設置し、平成28年度に「古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定する。また、策定した計画をもとに中長期計画書を作成し、取組を推進していく。

取組2

省エネ法における「定期報告書」の作成　　省エネ法における定期報告書を作成する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	定期報告書の作成				定期報告書の作成			

● 平成27年度に実施した取組

該当施設のエネルギー使用状況を集計し、7月末に定期報告書を作成した。（平成26年度実績：1,510kl）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

エネルギー使用量の多い施設においては、さらに省エネルギーへつながる取組を進める必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

各部局におけるエネルギー使用状況を集計し、エネルギー使用量が原油換算で1,500klを超えた部局については定期報告書を作成する。

取組3	公共施設における省エネや節電を推進	庁舎内及び他の公共施設における省エネや節電を推進する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	夏期の軽装、クールビズ実施				夏期の軽装、クールビズ実施			
	冷暖房の適切利用・不要な照明の消灯・ノー残業デー				冷暖房の適切利用・不要な照明の消灯・ノー残業デー			
	「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」の推進							
					「古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定			

● 平成27年度に実施した取組

・夏期の軽装（ノーネクタイ等）・クールビズを実施。（5月～10月）

・庁舎内の冷房28℃、暖房19℃設定での利用。

・不要な照明の消灯の徹底。

・ノー残業デー（水曜日）の実施。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

庁舎内の各会議室における空調については、個別で空調管理を行っているため現状では管理できないことから、管理の徹底のため、温度調節パネル付近に設定温度に関するお知らせを掲示することで、利用者に対し省エネルギーへの意識を促していく。また、これまで「地球温暖化防止率先行動計画」にもとづき、継続した取組を実施し、エネルギー使用量の削減に取り組んでいたが、平成28年度末で計画期間が満了することから、現況や課題等を整理し、新たな計画を策定する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

今後もこれまでの取組を継続し、省エネルギーに努めていく。（P66・67参照）

平成29（2017）年度～平成42（2030）年度を計画期間とした「古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、現在の課題をふまえつつ、公共施設のエネルギーの効率的な利用に努めていく。

取組4	省エネ等の講習会等の実施	講習会等を実施し、「グリーン購入」や「省エネ・節電」に関する職員の理解を図る。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	研修会の検討				研修会の実施			

● 平成27年度に実施した取組

「グリーン購入」及び「省エネ・節電」に関する環境推進員を対象とした研修会の実施に向けて実施方法等の検討を行った。平成28年度の「古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定と併せ研修会の実施を検討することとなった。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

全庁的に「グリーン購入」や「省エネ・節電」の取組を推進するため、平成28年度に策定予定の「古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」との整合性を図りながら、効果的な研修等を行う必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

環境推進員を対象とした研修会を実施し、全庁的に「グリーン購入」や「省エネ・節電」の取組を推進していく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、計画をもとにエネルギーを効率的に利用することで、公共施設からの二酸化炭素排出量の削減を図っていく。

（5） 資源循環

環境分野	資源循環
環境目標	「循環」型社会の構築
取組の方向性	Ａ．ごみの減量と資源化対策
基本的な取組	Ａ－①生ごみを減量するための水切りやマイバックなどの啓発促進（家庭系ごみ）

施　策　内　容
まつり古賀などのイベントで、生ごみの水分を極力減らす「最後のひとしぼり」をテーマに、水切りの効果についての啓発を行うとともに、マイバックの配布を継続しながら、その使用を促す啓発を行います。 生ごみ処理機器の補助金の活用について、現在の使用状況などの実態調査を実施し、調査の結果をもとに、生ごみ処理機器を活用した取組の課題を整理し、今後の啓発などに反映させます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
1人1日あたりのごみ処理量（ｇ）	784g	805g	665g（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

水切りやマイバック等の啓発・実態把握・分析・検証	イベント等を活用し、生ごみ減量に効果的な水切りやマイバックの使用等について啓発を継続しながら実態把握し、分析・検証を行う。

スケジュール

平成27年度				平成28年度			
4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
→ 「家庭系ごみ分別市民意識アンケート」実施結果の集約・分析 ラブアース参加者 へ啓発用品配布 取組内容検証	→ 市役所市民ホール等での啓発	→ 結果の公表 「まつり古賀」での啓発	→ アンケート結果にもとづくチラシ作成配布	→ アンケートにもとづく分析・講演会 ラブアース参加者へ啓発用品配布	→ 市役所市民ホール等での啓発	「まつり古賀」での啓発	→

● 平成27年度に実施した取組

「家庭系ごみ分別市民意識アンケート」は、市内在住の20歳以上の市民のうち無作為抽出で1,000人を抽出して実施し、422人から回答があった。アンケートの集約・分析は福岡工業大学社会環境学部教授の仁科信春氏が行い、結果は市HPで公表し、結果にもとづく啓発チラシを全戸配布した。（P8参照）

「ラブアース・クリーンアップ（海岸一斉清掃活動）」参加者へ水切り用品を配布した（365人）。また、「まつり古賀」でマイバッグ（360人）水切り用品（500人）を配布し、「環境衛生週間」には、市庁舎内市民ホールで水切りによる生ごみ減量をテーマとした啓発パネルを展示し、レジ袋の削減や生ごみの水分減量によるごみ減量意識の向上を図った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「家庭系ごみ分別市民意識アンケート」の結果から、市民はごみ減量やリサイクルに高い関心があり、すでに様々な取組を行っていることがわかったが、家庭から出るごみの量を「多い」「あまり多くない」と回答した人、「まだまだ減らせる」と思っている市民の割合が高いことから、今後も継続して、効果的な啓発（広報こが等の媒体やイベント等を活用した情報発信による啓発）を行なっていく。

「ラブアース・クリーンアップ」は、参加協力団体他のメンバーを含む実行委員会組織を設立により、計画立案から作業実施時の協力、事業実施後の改善意見を聴取することができた。今後は、集約した意見をもとに、事業のさらなる改善を図る。

● 平成28年度以降の取組について

「家庭系ごみ分別市民意識アンケート」の実施結果をもとに市民対象に報告講演会を開催する（平成28年6月18日）。今後も生ごみ減量等に効果的な啓発（広報こが等の媒体やイベント等を活用した情報発信による啓発）を継続していく。手法については、時勢に応じた改善を続けていく。

取組2	啓発促進のための情報収集と情報提供・発信	他自治体における市民の自発的取組事例、啓発の場となるイベント情報及び関係団体等に関する情報を収集し、活用する。また、イベント等及び広報こが・市HP等を活用した情報発信、出前講座や体験型講座等の啓発方法についても検討する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	出前講座実施				出前講座実施			
	「環かって納得」を連載（広報こが内）				「環かって納得」を連載（広報こが内）			
		市民ホールで情報発信	「まつり古賀」で情報発信			市民ホールで情報発信	「まつり古賀」で情報発信	

● 平成27年度に実施した取組

広報こがにおける3R等をテーマとした連載記事「環かって納得！」において、毎号コラムや特集ページなど形態に縛られない情報発信を実施した。また、「ぐりんぐりん古賀（生活環境部会の雑がみグループ）」と連携し、雑がみの分別に関する出前講座を開設した。市民啓発活動として、「まつり古賀」、市庁舎内市民ホールで水切りをテーマに生ごみ減量を目的としたパネルを展示した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

市民ホール特設展示は、効果的な展示内容の検討に時間を要したことにより、十分な展示期間を持つことができなかった。今後は、展示期間を十分に活用し、効果的な展示を行っていく。

● 平成28年度以降の取組について

今後も継続して、広報こが連載記事の内容拡充を図り、情報提供・発信に努める。また、啓発促進のため「まつり古賀」でのパネル展示、市民ホールでの特設展示を実施していくとともに、市民へ丁寧でわかりやすい情報発信手法の検討を行っていく。

取組3	生ごみ処理機器等の活用促進のため周知・啓発	生ごみ減量につながる生ごみ処理機器等の活用についてわかりやすい啓発パネルやチラシ・ポスターの作成、公共施設等への配架、広報こが・市HP等による啓発を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	関連情報掲載（ホームページ） 関連情報掲載（広報こが）	剪定枝チップ機購入費補助制度開始 「ｸﾞﾘｰﾝｶｰﾃﾝの匠事業」講座で紹介	啓発パネル展示「まつり古賀」		関連情報掲載（ホームページ）	啓発パネル展示（庁舎特設展示）	啓発パネル展示「まつり古賀」	

● 平成27年度に実施した取組

「剪定枝チップ機購入費補助金制度」（上限2万円）については、6月1日から開始した。開始するに当たり、広報こがや市HPに掲載した。また、市内の販売店等に説明を行い、チラシを掲示してもらった。（P8参照）

「生ごみ処理機購入費補助制度」については、平成26年度に「生ごみ処理機器等に関する利用状況のアンケート」を実施した際に周知を行い、「グリーンカーテンの匠事業」においても、千鳥苑（しゃんしゃん）利用者に対して実施したダンボールコンポストの講座で補助制度の周知ができた。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

平成27年度は、「グリーンカーテンの匠事業」での紹介や「まつり古賀」での啓発パネルの展示など、年間を通じて情報発信を行うことで申請数を伸ばした。広報こがへの記事掲載後は申請も多かったが、次第に減少したことから、効果的な啓発方法を検討していく必要がある。

「生ごみ処理機購入費補助制度」については、広報こがでの周知、「グリーンカーテンの匠事業」での紹介や「まつり古賀」での啓発パネルの展示など、年間を通じて情報発信を行う機会が多かった。しかし、申請件数は伸び悩んだので効果的な啓発方法を検討していく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

生ごみ処理機等の活用促進に向け、より効果的な情報発信内容を検討し、発信する情報がより効果的なものとなるよう、内容を検討し、広報こがや市HPへの掲載、展示用パネルの作成等での情報発信の機会を増やしていく。また、新規の利用者だけでなく継続利用を促すために必要な情報発信の方法について、研究を行っていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

ごみ処理量の平成27年度の状況は、805ｇになっており、平成35年度目標の665ｇを達成するには、より一層のごみ減量と資源化対策が必要になってくることから、更なる効果的な啓発を展開していく。

環境分野	資源循環
環境目標	「循環」型社会の構築
取組の方向性	Ａ．ごみの減量と資源化対策
基本的な取組	Ａ－②資源化率を上げるための分別品目の検討（家庭系ごみ）

施　策　内　容
「リサイクルの見える化」により、資源ごみの回収の効果を明確化し、分別収集への取組を推進します。 最新のリサイクル情報を収集し、新規に分別収集ができる品目について検討し、資源化率の向上につなげます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
資源化率	17.4%	15.8%	26.0%（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

分別状況の把握	地域の分別に関する現状を把握する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	分別収集会場での現状確認及び地域の世話人（組長会等）との意見交換		市環境組合の清掃工場見学及び意見交換・情報交換会		分別収集会場での現状確認及び地域の世話人（組長会等）との意見交換		市環境組合の清掃工場見学及び意見交換・情報交換会	

● 平成27年度に実施した取組

平成27年3月に作成した「家庭ごみの出し方」パンフレットをもとに分別の分類等について地域へ出向き説明した。
「古賀市環境組合（代表区長会）」において情報交換会や古賀清掃工場の見学を実施した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「古賀市環境組合（代表区長会）」での情報交換会や分別収集会場等で回収状況等についての情報収集を行うことができた。しかし、全地域への周知が必要であることから地域へ出向いて説明会等に努めていく。

● 平成28年度以降の取組について

分別収集会場での現状確認や地域の世話人の中心である組長会等へ出向いての分別品目変更点の説明や意見交換を行っていく。また、「古賀市環境組合（代表区長会）」において意見交換を行うなど、分別に関する現況の把握に努めていく。

取組2

リサイクル情報の収集	先進地視察及び他自治体のリサイクル情報を収集する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			先進地視察 （生ごみ分別：大宰府市・山鹿市） （リサイクル情報収集：大牟田市　トータルケアシステム）			他自治体のリサイクル情報を収集		

● 平成27年度に実施した取組

・生ごみ分別の先進地視察を実施。（10月：大宰府市　11月：山鹿市）
・紙おむつ分別の先進地視察を実施。（10月：大牟田市　トータルケアシステム）
・先進地事例の情報発信（パネル展示）を実施。（11月：まつり古賀）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

市に適したリサイクルのあり方を検討するため先進地視察の実施、情報収集を行なったが、回収方法や費用対効果などの課題の整理が必要である。

● 平成28年度以降の取組について

随時、他自治体のリサイクル情報を収集し、検討していく。

取組3	分別品目の検討	資源化率を上げるための分別品目を検討する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	古賀清掃工場及び構成市町との分別品目の検討			分別品目改正及び周知	古賀清掃工場及び構成市町との分別品目の検討			
	「福岡都市圏おむつリサイクルシステム検討委員会」において検討							

● 平成27年度に実施した取組

平成28年4月から実施予定の分別品目を11品目から12品目に改正するに当たり、チラシ等の作成や定例区長会での説明など、市民への周知を行った。また、「福岡都市圏紙おむつリサイクル検討委員会」（平成25年度～平成27年度）において、紙おむつの実現可能なリサイクルシステムを検討した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

分別品目の改正をするに当たり、古賀清掃工場及び構成市町（古賀市･福津市･新宮町）の協議に時間を費やしたことで、定例区長会での説明など、市民周知が3月末になった。分別品目を改正する際には、早めの市民周知に努めていく。
福岡都市圏における紙おむつリサイクル事業化のためには、リサイクル処理料金を現行のごみ処理料金と同等程度まで低減することが求められている。そのためには、リサイクル企業による更なる技術改良および補助金などの行政支援が必要となる。

● 平成28年度以降の取組について

さらに資源化率を上げていくため、古賀清掃工場及び構成市町（古賀市･福津市･新宮町）の担当者による定例会議において、分別品目の内容について検討していく。
紙おむつの分別については、現時点ではリサイクル処理料金とごみ処理料金が乖離していることから、早急な事業化は困難な状況であるが、福岡都市圏での事業化をめざして、民間事業者及び行政双方が課題解決に向けて努力していく。

取組4	分別収集の啓発	分別収集チラシ･ポスターを作製する。「家庭ごみの出し方」パンフレットに3Rの啓発内容を盛込み作成・配布する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「家庭ごみの出し方」パンフレット･分別収集ポスター配布及び地域へ出向き説明会を実施	地域へ出向き説明会を実施		分別収集チラシに3Rの啓発を盛り込んだ内容で作成	地域へ出向き説明会を実施			分別収集チラシに3Rの啓発を盛り込んだ内容で作成

● 平成27年度に実施した取組

平成27年3月作成の「家庭ごみの出し方」パンフレットをもとに分別品目の変更点の説明会等のチラシを全戸配布し、市HPに掲載した。また、分別品目の変更点の説明会を開催する旨を定例区長会において周知し、要望のあった地域へ出向き説明会を実施した。また、分別会場で分別品目をわかり易く掲示してもらうためのポスターやパネル等の作成し、配布した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

分別品目に改正点がある場合は、全戸配布のチラシ等の作成や市HPへの掲載を行う。また、地域へ出向き説明会を開催し、十分にな周知期間を設けることに努める。

● 平成28年度以降の取組について

「家庭ごみの出し方」パンフレットをもとに分別品目の説明会を開催していく。また、分別品目に変更が生じた際には、市民にわかり易く、丁寧な説明を行っていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

資源化率の平成27年度の状況は、15.8%になっており、平成35年度目標の26%を達成するには、より一層のごみ減量と資源化対策が必要となってくるころから、資源ごみの回収効果を「リサイクルの見える化」により明確化したり、最新のリサイクル情報を収集し提供するなど、更なる効果的な啓発を展開していく。

環境分野	資源循環
環境目標	「循環」型社会の構築
取組の方向性	Ａ．ごみの減量と資源化対策
基本的な取組	Ａ－③ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供（事業系ごみ）

施　策　内　容
実態把握調査の結果を踏まえ、事業者を訪問し、製造・流通・販売などの事業活動の各段階における廃棄物について、減量と資源化を促進するための啓発、指導を行い、事業者への取組を促します。 事業者の適正処理・減量・資源化の関心を高めるため、取組を促すパンフレットを作成します。 「3Rの見える化ツール」を活用し、環境負荷削減効果が分かる事業者向けの情報を広報・HPなどに掲載し、事業者へ3Rの取組を促します。 事業者が自主的・自発的に取組ことができる他自治体の事例などを調査研究し、広報・HPなどにより啓発に反映させます。 環境負荷の少ない事業活動への変革を求めるため、業種ごとの産業特性に合わせて無理なく3Rの取組ができる情報提供を行います。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
1人1日あたりのごみ処理量	784g	805g	665g（平成35年度）
資源化率	17.4%	15.8%	26.0%（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

指導及び啓発のための事業訪問 分別に対する意識の把握	実態把握調査の実施及び啓発パンフレット、事業者訪問資料を作成する。	

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		廃棄物減量推進指導員による事業所訪問 ・事業所訪問資料作成			廃棄物減量推進指導員による事業所訪問 ・事業所訪問資料作成			

● 平成27年度に実施した取組

事業者のごみの出し方について記載したパンフレットである「事業所のみなさまへ」（平成26年度作成）を特定事業所用建築物所有者及び多量排出事業者に配布した。また平成26年度に「事業系ごみに関するアンケート」実施した事業所等（65件）を訪問し、ごみの減量と資源化に関する指導及び啓発に努めた。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

事業所訪問により、各事業所のごみの分別に対しての意識は高いことがわかったが、今後さらに分別を進めていくため、情報提供を行っていく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

継続して実態把握に努めていく。

取組2

事業者訪問の実施 情報発信・啓発強化	事業者訪問（啓発・情報提供・指導）を実施する。 情報発信・啓発を強化する。	

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		廃棄物減量推進指導員による事業所訪問 事業所訪問時に業種ごとの情報を提供			廃棄物減量推進指導員による事業所訪問 事業所訪問時に業種ごとの情報を提供			

● 平成27年度に実施した取組

平成26年度に実施した「事業系ごみに関するアンケート」をもとに「ごみの適正処理・減量・資原化」の取組を中心に、事業所訪問（65件）を実施した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

事業所から排出されるごみに関しては、一般廃棄物と産業廃棄物に分別し適正に処分している。一般廃棄物については、事務所から出る紙類がほとんどであった。機密書類等の処分に困っている事業所が多かったことから、対応できる業者の紹介を行った。今後も継続して情報提供に努めていく。

● 平成28年度以降の取組について

平成27年度に訪問していない市内事業所を中心に、継続して事業所訪問（啓発・情報提供・指導）を実施していく。

<table>
<tr><td rowspan="4">取組３</td><td colspan="2">優良事業者表彰</td><td colspan="6">優良事業者表彰を実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スケジュール</td><td colspan="4">平成27年度</td><td colspan="4">平成28年度</td></tr>
<tr><td>4月</td><td>7月</td><td>10月</td><td>1月</td><td>4月</td><td>7月</td><td>10月</td><td>1月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td><td>優良事業者表彰のための情報収集</td><td></td><td>→</td></tr>
<tr><td colspan="9">● 平成27年度に実施した取組
平成26年度に実施した「事業系ごみに関するアンケート」をもとに「ごみの適正処理・減量・資原化」の取組を中心に事業所訪問（65件）を実施した。
● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策
事業所訪問時に情報収集を行った。
● 平成28年度以降の取組について
優良事業者への表彰のための基準等に関する情報収集を行い、実施に向け検討していく。</td></tr>
</table>

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

1日1人あたりのごみ処理量の状況は805ｇとなっており、資源化率は15.8%となっている。35年度の目標を達成するため、家庭ごみの資源化率の向上を図るとともに、事業者についてもより一層のごみ減量と資源化対策が必要となる。そこで、平成27年度同様に事業所を個別に訪問し、排出される廃棄物の適正処理と分別方法の助言や指導の実施や啓発の推進並びに優良事業者への表彰制度を活用することにより、目標の達成をめざしていく。

環境分野	資源循環
環境目標	「循環」型社会の構築
取組の方向性	Ａ．ごみの減量と資源化対策
基本的な取組	Ａ－④資源化率向上のための取組（事業系ごみ）

施　策　内　容
資源化の余地が残されている食品廃棄物や古紙などは、新たな資源化ルートの構築に取り組みます。 事業者に対し資源ごみの分別の徹底を促すとともに、自主的な資源化の取組についての支援を検討します。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
資源化率	17.4%	15.8%	26.0%（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

「循環型社会形成推進事業」の推進　　循環型社会形成推進（A－③で別述）による実態把握を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		廃棄物減量推進指導員による事業所訪問			廃棄物減量推進指導員による事業所訪問			

● 平成27年度に実施した取組

平成26年度に実施した「事業系ごみに関するアンケート」の資料をもとに、「廃棄物減量推進指導員」を配置し、実態把握のため事業所訪問、指導を行った。（P8参照）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

資源化率の向上に向けて、効果的な事業所訪問につないでいく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

継続した事業所訪問等を通じて、資源化率の向上につなげていく。

取組2

新たな資源化ルートの構築　　食品廃棄物や古紙など新たな資源化ルートの構築について検討する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		事業所訪問時に個別に聴き取りを行い、新たな資源化ルートについて検討する			事業所訪問時に個別に聴き取りを行い、新たな資源化ルートについて検討する			

● 平成27年度に実施した取組

「廃棄物減量推進指導員」による65事業所の事業所訪問により、リサイクルできる廃棄物があることが明らかになったから、廃棄物ごとのリサイクル業者リストを作成した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

継続して、資源化率の向上を図るため、事業所への情報提供に努めていく。

●平成28年度以降の取組について

継続した事業所訪問等を通じ、資源化率の向上につなげていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

1日1人あたりのごみ処理量の状況は、805ｇとなっており、資源化率は15.8%となっている。平成35年度の目標を達成するには、一層のごみ減量と資源化対策が必要になっている。そこで、平成27年度同様に事業所を個別に訪問し、排出される廃棄物の適正処理と分別の助言や指導を行なうとともに啓発を推進することや、優良事業者への表彰制度を活用することにより、目標の達成をめざす。

（6） 環境意識と行動

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	Ａ．環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化
基本的な取組	Ａ－①市・ぐりんぐりん古賀などの共働による環境保全活動の推進

施　策　内　容
環境のネットワークワーク組織である「ぐりんぐりん古賀」を中心に会員独自の事業をはじめ、学校などと連携することで、環境教育を推進し、生物多様性の保全や3Rの推進など、活動分野の拡大、継続性のある活動の展開を図ります。

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、ぐりんぐりん古賀、学校	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

「グリーンカーテンの匠事業」の実施

「グリーンカーテンの匠事業」を実施し、グリーンカーテンの普及啓発に努める（平成27年度までのボトムアップ事業）。その後も引き続き、グリーンカーテンの普及啓発についての取組を検討する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	市民向け・学校向け講座等の実施			→	市民向け・学校向け講座等の実施			→

● 平成27年度に実施した取組

一般市民向け及び、学校向けに講座を実施した。（講座実施回数：市民向け：3回（参加者数:71名）/学校向け：9回）学校向けの授業については、小野小学校、千鳥小学校の2校で「グリーンカーテンの匠」認定者を講師として授業を実施しており、授業を行うに当たっては、「グリーンカーテンの匠」認定者向けに事前練習を行い、内容の充実を図った。また、古賀東中学校も生徒会活動としてグリーンカーテンの育成に参加し、地球温暖化に関するパネル展示(6/1～6/19)なども行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

効果的な学校向けの講座を実施するため、講師となる「グリーンカーテンの匠」認定者向けに地球温暖化に関する講座等を実施し、基礎知識の拡大を図っていく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

一般市民向けの講座と学校向けの講座を合同で開催するなど、地域と地域のつながりを生み、地域全体でのグリーンカーテンの普及を促進することで、継続した取組につながる事業としていく。（合同で開催した講座：平成28年5月18日「グリーンカーテンに挑戦しようin千鳥」）

取組2

ECOかるたの作成

環境教育に活用するためECOかるたを作成する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「ぐりんぐりん古賀」HP・広報こがによる周知			→	「ぐりんぐりん古賀」HP・広報こがによる周知			→

● 平成27年度に実施した取組

平成26年度に「ぐりんぐりん古賀」が子どもたちが環境を守り、自然を大切にする心を育てることを目的として作成した「ECOかるた」を市民がダウンロードして活用できるように「ぐりんぐりん古賀」HP内に専用ページを設置した。また、広報こがで「ECOかるた」の周知を図るとともに、環境課が担当する連載記事「環（わ）かって納得！」に「ECOかるた」を挿絵として使用した。また、「ぐりんぐりん古賀」が主催する「ぐりんぐりんフェスタ」において、「ECOかるた大会」を開催した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「ぐりんぐりん古賀」が主催する「ぐりんぐりんフェスタ」において、「ECOかるた大会」を開催したが、「ECOかるた」を環境教育に活用する方法を「ぐりんぐりん古賀」と連携し、検討していく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

「ぐりんぐりん古賀」HPによる周知を継続するとともに、「ECOかるた」を環境教育に活用していく方法などを「ぐりんぐりん古賀」と連携して検討していく。

取組３	「環境体験講座」の実施	「環境体験講座」を通し環境保全に関する情報や技術を提供する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「ぐりんぐりん古賀」による講座の実施				**「ぐりんぐりん古賀」による講座の実施**			
	【5/8】はぎれ布でマットを作ろう 【5/19】身近な環境美化の花に興味を持つため　苗「鉢上げ」の体験をしよ 【6/12】玉ねぎドレッシングを作ろう 【7/10】大切に永く使う私が作るアクセサリー 【7/18】田んぼの生きもの調査 【10/19】紙工作 【10/24】つくって、つかうエコ工作教室 【11/13】指編みマフラーづくり 【12/11】水引を作ろう 【12/17】しめ縄づくり				【5/13】大切に永く使う私が作るアクセサリー 【6/5】樹木観察と林内整理 【7/22】親子エコエコクッキング 【8月以降】改装新築なったリーパスプラザの玄関に、市民を迎えるウエルカム花壇を作ろう 【10/22】親子で学ぶ　家庭エコ工作教室			

● 平成27年度に実施した取組

「ぐりんぐりん古賀」により、環境保全活動に関する情報や技術提供の機会として10講座が実施され、身近な生活の中でのエコ活動につながった。（延参加者数75人＋親子9組）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

当初予定していた12事業のうち、2事業については申込みがなく、実施に至らなかった。「環境体験講座」の周知方法等を検討していく。

● 平成28年度以降の取組について

「ぐりんぐりん古賀」により、5講座が実施される予定であり、事業の周知等の支援を行い、エコ意識の向上につなげていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「グリーンカーテンの匠事業」や「ECOかるた」の活用、「環境体験講座」等を通じ、市民に対して環境に関する啓発を行うことで環境保全への意識の向上につなげていく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	Ａ．環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化
基本的な取組	Ａ－②市・ぐりんぐりん古賀を中心とした個人・団体との環づくり

施　策　内　容
「ぐりんぐりん古賀」を中心として、A－①の活動に伴い、個人・団体の集いの場である「つながりひろば」などを活用し、環境と密接に関わり合う主体とのネットワークの強化を図ります。また、まつり古賀など各種行事やホームページなどで積極的に広報活動を行い、参加の環を広げることで、会員数の増加をめざします。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議） 個人会員・団体会員数	個人会員：36名	個人会員：42名	100名（平成35年度）
	団体会員：21団体	団体会員：27団体	50団体（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、ぐりんぐりん古賀	環境課、コミュニティ推進課（つながりひろば）

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

「わ・わ・わ通信」等を活用した情報提供の充実

つながりひろば情報紙　「わ・わ・わ通信」及びフェイスブックによる情報提供の充実を図る。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「わ・わ・わ・通信」へのイベント情報掲載・フェイスブックへの情報掲載				「わ・わ・わ・通信」へのイベント情報掲載・フェイスブックへの情報掲載			

● 平成27年度に実施した取組

つながりひろばが発行する情報誌「わ・わ・わ通信」（年6回発行）に、「ぐりんぐりん古賀」のイベント情報を掲載するとともに、「ぐりんぐりん古賀」のフェイスブックにおいても、イベント情報や活動報告などを掲載した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

フェイスブックでの情報発信件数については平成26年度から増加しているものの、依然として活用は少ない状況にあり、積極的な活用方法を検討していく。

● 平成28年度以降の取組について

「わ・わ・わ通信」への情報掲載、フェイスブックによる情報発信を「ぐりんぐりん古賀」が積極的に行えるよう、支援していく。

取組2

ぐりんぐりん古賀会員募集カードの作成、配布

「ぐりんぐりん古賀」の活動内容を記載した会員募集カードを作成し、配布する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「ぐりんぐりん古賀」による会員募集カードを活用した会員募集活動				「ぐりんぐりん古賀」による会員募集カードを活用した会員募集活動			

● 平成27年度に実施した取組

「ぐりんぐりん古賀」により、「まつり古賀」や「ぐりんぐりんフェスタ」、その他各種イベントにおいて、会員募集カードを活用して会員募集活動を実施した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「ぐりんぐりん古賀」の会員数は、個人・団体会員ともに平成26年度より増加している。今後も会員募集カードの有効な活用方法等を検討し、会員数の増加をめざしていく。

● 平成28年度以降の取組について

「ぐりんぐりん古賀」の会員数の増加に向けて、会員募集カードの活用も含め、有効な会員募集方法を検討していく。

取組3	ホームページの充実	「ぐりんぐりん古賀」HPの充実を図る。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		HPによる情報発信				HPによる情報発信		

● 平成27年度に実施した取組

「ぐりんぐりん古賀」HPの構成内容等の検討を行い、「ECOかるた」専用ページ開設、会員向けページ（様式・要綱ダウンロード）開設を行うとともに、イベント情報や活動報告などの情報発信を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「ぐりんぐりん古賀」HPにおいて、十分に活用できていないページ等もある。ホームページを活用し、情報を発信していくため、「ぐりんぐりん古賀」会員を対象とした研修等も検討していく。

● 平成28年度以降の取組について

今後もイベント情報や活動報告などの情報発信を継続し、「ぐりんぐりん古賀」HPの充実に向けた取組についての検討を行っていく。

取組4	各種行事における会員募集活動の実施	各種行事（まつり古賀、ぐりんぐりんフェスタ）での会員募集活動を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「ぐりんぐりん古賀」による会員募集活動				「ぐりんぐりん古賀」による会員募集活動			

● 平成27年度に実施した取組

「ぐりんぐりん古賀」により、「まつり古賀」や「ぐりんぐりんフェスタ」、その他各種イベントにおいて、「ぐりんぐりん古賀」の活動を発信し、会員募集カードや啓発用クリアファイルを活用して会員募集活動を実施した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「ぐりんぐりん古賀」の会員数は、個人・団体会員ともに平成26年度より増加しているが、今後さらに会員数を増加させていく必要があるため、「ぐりんぐりん古賀」の活動の有効な周知方法等を検討し、各種行事にける会員募集活動を継続し、会員数の増加をめざしていく。

● 平成28年度以降の取組について

「ぐりんぐりん古賀」の活動を充実させていくため、会員数の増加に向けて、各種行事における会員募集活動の実施を継続するとともに、有効な会員募集方法を検討していく。

取組5	年次報告書の作成	ぐりんぐりん古賀年次報告書を作成する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
				ぐりんぐりんフェスタ			年次報告書の作成	

● 平成27年度に実施した取組

「ぐりんぐりん古賀」の活動については、年次報告書に代わるものとして、3月に開催した「ぐりんぐりんフェスタ」においてパネル展示や報告会等を実施した。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「ぐりんぐりん古賀」の活動状況については、「ぐりんぐりんフェスタ」で報告や紹介を行っているが、年次報告書の作成には至っておらず、今後も関係者で準備を進めていく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

関係者で協議を行い、年次報告書の作成に向けての準備を進めていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「ぐりんぐりん古賀」の活性化に向けて、つながりひろば情報紙「わ・わ・わ通信」やフェイスブック、HPなどで活動についての情報を発信し、環境保全に関する意識向上を図るとともに、会員数の増加をめざす。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	Ｂ．環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進
基本的な取組	Ｂ－①環境保全活動に関する情報発信の強化

施　策　内　容
市ホームページや広報こがなどの広報手段だけでなく、ボランティア団体の情報が集まる「つながりひろば」の広報手段を活用し、更なる情報発信の強化を図ります。また、交流活動などへの積極的な参加を促すことで、他分野の団体との情報共有を図ります。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
環境保全活動に関する実行度	55%	中間見直しにおける市民アンケート調査を平成29年度に実施予定	70%（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市	環境課、生涯学習推進課（つながりひろば）

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

つながりひろば情報誌への掲載	つながりひろば情報紙「わ・わ・わ通信」に掲載する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「わ・わ・わ・通信」へのイベント情報掲載				「わ・わ・わ・通信」へのイベント情報掲載			

● 平成27年度に実施した取組

つながりひろばが発行する情報誌「わ・わ・わ通信」（年6回発行）において、登録を行っている市民活動団体の環境保全に関する事業を紹介した。

【紹介事業：はぎれ布でマットを作ろう（ぐりんぐりん古賀）、玉ねぎドレッシングを作ろう（ぐりんぐりん古賀）、花育成体験講座（古賀市緑のまちづくりの会）、ヤブあずき講習会（レインボーＫＯＧＡ）、大切に永く使う私のアクセサリー（ぐりんぐりん古賀）、田んぼの生きもの調査（ぐりんぐりん古賀）、バスボムを作ろう（ぐりんぐりん古賀）、紙工作（ぐりんぐりん古賀）、つくって、つかうエコ工作（ぐりんぐりん古賀）、大根川一斉清掃（ぐりんぐりん古賀）、指あみマフラーづくり（ぐりんぐりん古賀）、らく得！雑がみ分別講座（ぐりんぐりん古賀）、水引を作ろう（ぐりんぐりん古賀）、しめ縄づくり（ぐりんぐりん古賀）、エコ皿作成講座（古賀市緑のまちづくりの会）、講演会「地球温暖化と森の働き」（古賀市緑のまちづくりの会）、環境フェスタ（ぐりんぐりん古賀）】

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「わ・わ・わ通信」への情報掲載を継続するとともに、フェイスブックなどを通じて有効な情報発信の方法を検討する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

「わ・わ・わ通信」への情報掲載を継続するとともに、フェイスブックなどを通じて有効な情報発信を行っていく。

取組2

公共施設や周辺施設への掲示、周知	公共施設や周辺施設（古賀駅、コスモス館など）への掲示、周知を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		公共施設等へのポスター等の掲示				公共施設等へのポスター等の掲示		

● 平成27年度に実施した取組

「ぐりんぐりん古賀」が主催する各種行事に関する広報誌の掲示やチラシの配布を市役所内、古賀駅等で行った。また市内小中学校・図書館・公民館・市民へ広報誌等を配布した。（市民に対する、「ぐりんぐりん古賀広報誌」の全戸配布：年２回）

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

公共施設等へのポスターの掲示やチラシの配布等を継続するとともに、効果的な情報発信の方法等を検討していく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

公共施設等へのポスターの掲示やチラシの配布等を継続するとともに、効果的な情報発信の方法等を検討していく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

つながりひろばが発行する情報誌「わ・わ・わ通信」の広報等の活用や公共施設や周辺施設への掲示等の取組を継続しつつ、環境保全活動の情報発信について有効な方法を検討していく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	Ｂ．環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進
基本的な取組	Ｂ－②市内の美化活動の推進

施　策　内　容
道路環境美化、古賀市環境美化行動の日の活動では市民参加による一斉清掃活動が行われているほか、アダプトプログラムでは、古賀市の事業者を中心に様々な団体が積極的に美化活動に参加しています。また、「ラブアース・クリーンアップ」では、ボランティア団体・企業・行政などが実行委員会を形成して、海岸の一斉清掃に取り組むことで、美観の形成を図っています。 一方、地域コミュニティやボランティア団体も河川や松原など、独自で清掃活動に取り組んでいることから、今後は地域に根付く美化活動を、多様な主体の共働で推進していきます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
古賀市の美化活動へ対する参加の意向	40%	中間見直しにおける市民アンケート調査を平成29年度に実施予定	76%（平成35年度）
アダプトプログラム登録数	34団体	25団体	50団体（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、市民・市民活動団体（地縁団体・志縁団体）、企業	環境課、生涯学習推進課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

環境活動に関する情報提供及び活動推進	環境活動に関する情報の提供及び活動を推進する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	→情報提供・周知			→	→情報提供・周知			→

● 平成27年度に実施した取組

6月7日に実施した「ラブアース・クリーンアップ」では、ボランティア団体、企業、自治会など365人が参加し海岸清掃を実施した。7月の環境美化行動の日においては、行政区を中心に市内で清掃活動を実施した。これらの清掃活動については、市HP、広報こが、定例区長会等で参加を呼びかけている。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

平成27年度の「ラブアース・クリーンアップ」については、参加者数が増加したので、今後も引き続きより多くの市民に対して効果的な広報活動に努める。

● 平成28年度以降の取組について

市民の積極的な参加のきっかけとなるよう、清掃活動等の環境活動についての情報提供や広報等の周知活動を継続して実施していく。

取組2

環境活動に関わる個人・団体の連携強化	環境活動に関わる個人・団体の連携強化を図る。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	→関係者協議			→	→関係者協議			→

● 平成27年度に実施した取組

「ラブアース・クリーンアップ」は、環境活動に関わるボランティア団体、地域、企業、行政が連携して取り組んでいる。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

今後はさらに、より多くの市民が関ることができるよう、実行委員会のあり方を検討していく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

環境活動に関わる個人・団体の連携強化が図れるよう、関係者での協議を重ねていく。

取組3	「古賀市アダプトプログラム」に関する周知啓発	「古賀市アダプトプログラム」に関する周知啓発を実施する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	補助金手続き	広報こが掲載		補助金周知	実績報告 補助金手続き	広報こが掲載		補助金周知

● 平成27年度に実施した取組

「古賀市アダプトプログラム助成制度」の周知を行い、団体が引き続き活動できるよう、助成に関する情報提供を行った。また、広報こがで登録団体の活動の紹介や、市内の小中学校へ制度の案内をし、新規加入団体増をめざした。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

新規団体を増やすため、広報活動を行うとともに、登録団体が脱退することがないよう、引き続き情報提供などの支援を行う。

● 平成28年度以降の取組について

登録団体への「古賀市アダプトプログラム助成制度」の周知を行うとともに、市民や団体に対して、広報こがによる周知を実施する。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「ラブアース・クリーンアップ」等、環境活動に関する情報提供を行うことで、市内の美化活動への参加者の拡大を促していく。また、新たな「古賀市アダプトプログラム」登録団体の登録が増えない状況であるが、周知の徹底を図ることで、登録団体の増加につなげていく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	Ｃ．年齢層に応じた環境教育・学習の充実
基本的な取組	Ｃ－①環境教育プログラムの作成と活用

施　策　内　容
市・「ぐりんぐりん古賀」・学校の連携で、小学生を対象とした「環境教育プログラム」の作成に取り組みます。プログラムの内容は小学生の低学年から高学年までを対象とした授業に対応するため、自然環境・生活環境における様々な分野のプログラム整備を図ります。 一方、中学校では独自で環境保全に係る清掃活動やボランティア活動を展開していることから、古賀市版「環境カウンセラー」による支援や、ボランティア団体などと連携しながら環境教育の推進を図ります。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
環境プログラム実施数	0回	2回	30回／年（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、ぐりんぐりん古賀、学校	環境課、学校教育課、各教育機関

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

「グリーンカーテンの匠事業」の実施

「グリーンカーテンの匠事業」を実施する（平成27年度までのボトムアップ事業）。その後についても引き続き、取組を検討する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	市民向け・学校向け講座等の実施 →				市民向け・学校向け講座等の実施 →			

● 平成27年度に実施した取組

一般市民向け及び、学校向けに講座を実施した。（講座実施回数：市民向け：3回（参加者数:71名）/学校向け：9回）学校向けの授業については、小野小学校、千鳥小学校の2校で「グリーンカーテンの匠」認定者を講師として授業を実施しており、授業を行うに当たっては、「グリーンカーテンの匠」認定者向けに事前練習を行い、内容の充実を図った。また、古賀東中学校も生徒会活動の一環としてグリーンカーテンの育成に参加し、地球温暖化に関するパネル展示(6/1～6/19)なども行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

効果的な学校向けの講座を実施するため、講師となる「グリーンカーテンの匠」認定者向けに地球温暖化に関する講座等を実施し、基礎知識の拡大を図っていく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

今後は、より効果的に事業を推進していくため、一般市民向けの講座と学校向けの講座を合同で開催するなど、さまざまな年齢層に対応できるプログラムを検討し、地域全体でのグリーンカーテンの普及を促進していく。（合同で開催した講座：平成28年5月18日「グリーンカーテンに挑戦しようin千鳥」）

取組2

現在提供中の環境講座の調査

現在提供中の環境講座を調査し、現状把握する。

● 平成28年度以降の取組について

平成26年度に学校教育課に対して聴き取りを行い、現況の把握に努めた。学校側が希望するものと環境課が提供できるものをマッチングしていくため、今後も継続して検討していく。

取組3

講座内容を学校へ提示

講座内容を学校へ提示（マッチング）する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
				講座内容提案 →				講座内容提案 →

● 平成27年度に実施した取組

「グリーンカーテンの匠事業」の学校向けプログラム（内容：グリーンカーテンの育成と関連付けた3講座を実施（学校でできる省エネ・節電講座、食と地球温暖化講座、地球温暖化講座））について、市内小学校に提案を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

実施希望のある学校に偏りがあるため、講座内容、実施方法等を再度検討し、実施希望のない学校においても実施していく方法を検討する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

希望のあった小学校3校（青柳小学校、小野小学校、千鳥小学校）において平成28年度に事業を実施する。また、古賀東中学校においても「グリーンカーテンの匠事業」を実施し、地球温暖化に関するパネル展示等を実施していく。

取組4	環境教育プログラムの小学校教育活動への展開	環境教育プログラムの小学校教育活動への展開を検討する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「グリーンカーテンの匠事業」（学校向け）講座実施 →				「グリーンカーテンの匠事業」（学校向け）講座実施 →			

● 平成27年度に実施した取組

環境教育プログラムのひとつとして、「グリーンカーテンの匠事業」を学校向けに実施した。小野小学校及び千鳥小学校の4年生を対象に総合的な学習の時間及び理科の学習の一環で授業を行った。古賀東中学校においては、カリキュラム上、講座の実施が難しく、地球温暖化対策のパネル展示による啓発を行うこととなった。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

現在、「グリーンカーテンの匠事業」の実施校については偏りがあることから、学校にとって魅力的な内容となるよう適宜変更を加え、実施希望のない学校においても実施していく方法を検討していく必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

現在、地球温暖化対策に関する環境教育プログラムとして、講師となる人材を育成した上で「グリーンカーテンの匠事業」を実施し、小学校の授業も行っているが、他の分野に関する環境教育プログラムについても、今後作成し、提案していく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

現在、地球温暖化対策に関する環境教育プログラムとして、「グリーンカーテンの匠事業」を推進している。今後は、他の分野に関する環境教育プログラムも作成・提案し、適宜、学校の希望等に合わせ変更を加えることで内容の充実を図っていく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	Ｃ．年齢層に応じた環境教育・学習の充実
基本的な取組	Ｃ－②事業者向け環境教育の充実

施　策　内　容
C-①の環境教育プログラムの内容を発展させて、事業者が行う社員教育やISO14001、エコアクション21 などの各種認証制度にもとづく環境学習の場において、環境教育の充実を図る。 また、環境教育などの取組を率先して行っている事業者の事例発表や研修会など、事業者相互の情報交換が行える場づくりを行います。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
環境教育を実施する事業者の割合	53%	中間見直しにおける市民アンケート調査を平成29年度に実施予定	66%（平成35年度）

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

後期（平成31年度～）に事業所向けの環境教育が行えるよう、環境マネジメントシステムの導入と併せて実施内容等の検討を行っていく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	Ｄ．環境教育の担い手の育成、活動の推進
基本的な取組	Ｄ－①古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成

施　策　内　容
学校や企業などに対して環境教育を実践する人材として、古賀市版「環境カウンセラー」登録制度を創設します。また、環境カウンセラーは「人材バンク」との連携を図りながらC-①の施策にある環境教育プログラムの推進を中心となって担い、様々な環境分野に関する知識や経験が豊富な人材が担います。人材の育成については、環境分野における資格や各種研修などの情報提供や、環境教育プログラム作成に向けた講習会の開催などの補助をぐりんぐりん古賀と共働で取り組みます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
環境カウンセラーの登録数	0人	0人	30人（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、ぐりんぐりん古賀	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

環境教育に関する人材の調査	「ぐりんぐりん古賀」、「人材バンク」の登録状況を調査する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「ぐりんぐりん古賀」、「人材バンク」における環境教育に関する人材の確認・活用の検討				「ぐりんぐりん古賀」、「人材バンク」における環境教育に関する人材の活用の検討			

● 平成27年度に実施した取組

「ぐりんぐりん古賀」、「人材バンク」における環境教育に関する人材の確認を行い、今後の環境教育の方向性についての検討を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

環境教育に携わっている人で、市で把握していない人や環境教育に対するニーズを把握するための取組を進めていく。

● 平成28年度以降の取組について

平成27年度中に把握できていない環境教育に関する人材の確認と、現在の環境教育の状況等を把握するため、まずは環境学習において学校と連携している人材の調査について検討し、実施していく。

取組2

環境カウンセラーに関するニーズ調査	学校、企業において求められている環境カウンセラーについて調査する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	環境教育の調査を行うため、他市町村等の情報収集				環境教育の現状等を把握するための調査			

● 平成27年度に実施した取組

学校、企業において求められている環境教育の調査を行うため、他市町村等の情報収集を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

平成27年度中に環境カウンセラーに関するニーズ調査の実施には至らなかったため、環境教育に対するニーズ等を含めて調査の実施について準備を進めていく。

● 平成28年度以降の取組について

現在の環境教育の状況等を把握するため、まずは市内の学校を対象とした調査を検討し、実施していく。

取組3

「人材バンク」とニーズとのマッチング作業	「人材バンク」と学校・企業におけるニーズとのマッチング作業を実施する。

● 平成28年度以降の取組について

現在の市内の学校における環境教育の状況等を把握するための調査を実施することで、ニーズとのマッチングについての検討を行っていく。

取組4	環境カウンセラー活用について提案	環境カウンセラー活用について学校、企業へ提案する。
	● 平成28年度以降の取組について 現在の市内の学校における環境教育の状況等を把握するための調査を実施し、環境カウンセラーの活用について検討を行っていく。	

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

古賀市版環境カウンセラーを活用した環境教育の実施に向けて、現在の市内における環境教育の状況等を把握するための調査を実施し、ニーズとのマッチング、環境カウンセラーの活用について検討を行っていく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	Ｄ．環境教育の担い手の育成、活動の推進
基本的な取組	Ｄ－②環境保全に関する交流の場づくり

施　策　内　容
市・環境保全活動団体を中心に、中・高生をはじめ一般市民を含む多様な主体で、環境保全活動や環境教育に関する意見交換のための交流の場づくりを行います。交流会では、様々な立場の主体が対等な関係のもと意見を出し合うことで、地域特性にあった古賀市独自の環境施策への展開を検討していきます。

指標	計画策定時の状況	平成27年度末現在の状況	目標
環境保全に関する交流の回数	0回／年	2回／年	4回／年（平成35年度）

実　施　主　体	担　当　課
古賀市、環境保全活動団体、一般市民（中高生含む）	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1

意見交換のための交流の場づくり 先進事例についての調査研究	意見交換のための交流の場づくりに関する先進事例について調査研究する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	→「ぐりんぐりん古賀」交流会		「グリーンカーテンの匠」認定者意見交換会→		→「ぐりんぐりん古賀」交流会		環境保全に関する交流事例の調査・研究→	

● 平成27年度に実施した取組

市民・事業者で環境保全活動を実施、推進していく、「ぐりんぐりん古賀」の会員交流会や、市が認定している「グリーンカーテンの匠」の意見交換会を実施し、今後の取組や方向性についての意見交換を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「ぐりんぐりん古賀」の会員や「グリーンカーテンの匠」認定者の他にも、多様な主体で環境保全活動や環境教育に関する意見交換を行う必要があるため、先進事例の調査研究を行っていく。

● 平成28年度以降の取組について

「ぐりんぐりん古賀」や「グリーンカーテンの匠」認定者の交流会を継続して開催するとともに、多様な主体で行う環境保全活動や環境教育に関する意見交換について検討していく。

取組2

意見交換のための交流の場づくり 実施に向けた体制の構築	意見交換のための交流の場づくり実施に向けた体制を構築する。

スケジュール	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	→「ぐりんぐりん古賀」による交流の場づくり→		「グリーンカーテンの匠」認定者意見交換会→		→「ぐりんぐりん古賀」による交流の場づくり→		「グリーンカーテンの匠」認定者意見交換会→	

● 平成27年度に実施した取組

市民、ボランティア団体、事業者などの多様な主体が会員となって活動している「ぐりんぐりん古賀」会員間の交流会、「ぐりんぐりん古賀」と市との意見交換や情報交換等を行った。また、市が認定している「グリーンカーテンの匠」の意見交換会を実施し、今後の取組や方向性についての意見交換を行った。

● 平成27年度における課題、及び課題に対する対応策

「ぐりんぐりん古賀」会員や「グリーンカーテンの匠」認定者の他にも、意見交換の場づくりができないか検討する必要がある。

● 平成28年度以降の取組について

「ぐりんぐりん古賀」や「グリーンカーテンの匠」認定者の意見交換を継続して開催するとともに、「ぐりんぐりん古賀」会員や「グリーンカーテンの匠」認定者の他にも、環境保全活動や環境教育に関する意見交換の場づくりができないか検討していく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

様々な立場の主体が対等な関係のもと意見を出し合うことで、地域特性にあった古賀市独自の環境施策への展開を検討していくことができるよう、市民・事業者で環境保全活動を実施・推進していく「ぐりんぐりん古賀」をはじめとして、多種多様な主体が交流できる場作りを検討していく。

8　古賀市職員の環境配慮行動の実践

古賀市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 8 条の規定にもとづき、「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」を策定しており、平成 24 年度末までに二酸化炭素の総排出量を対平成 11 年度比で 7%削減することを目標に取組を実施しましたが、平成 24 年度末時点で 26%の増加となっており、目標は未達成となっています。

今後も、庁舎内の室温管理徹底などの取組を継続して実施していきます。

「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」

■計画の目的

古賀市が積極的に地球温暖化対策の推進を行うことにより、自ら排出する温室効果ガスの削減を図るとともに、市民や事業者の自主的・積極的な行動を促進すること。

■計 画 期 間

平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 年間

センサースイッチの導入

消灯の励行

階段使用の奨励

古紙回収ボックスの設置

電気自動車の導入

(１)二酸化炭素（CO_2）の総排出量削減

古賀市では、不要な照明の消灯徹底や夏期には給湯室の給湯器を停止するなど、エネルギーの使用の抑制に努めていますが、平成 27 年度の二酸化炭素排出量は平成 11 年度比で 27%の増加となっています。これは、東日本大震災の影響によって原子力発電所が停止し、火力による発電量が増加したことにより、電力における二酸化炭素排出係数が大幅に伸びたことによるものと考えられます。

電気の使用量についてみると、平成 26 年度比約 5.6%の削減となっていることから、各部署、施設等での取組の成果が現れており、今後も継続して取組を推進する必要があります。

また、公用車燃料については昨年度から使用量が増加しており、エコドライブなどの啓発を引き続き実施する必要があります。

なお、冷暖房燃料における二酸化炭素排出量が昨年度から減少していますが、これは図書館の改修工事に伴い図書館での電気、冷暖房使用量が減少したことも要因のひとつと考えられます。

表 3　古賀市の公共施設における二酸化炭素排出量(kg-CO_2)の基準年との比較と推移

区分		基準年との比較					
		基準年(H11)	H23	H24	H25	H26	H27
電　気	二酸化炭素排出量	4,015,452	4,078,171	5,155,834	5,882,936	5,924,210	5,318,695
	基準年からの増減	―	2%	28%	47%	48%	32%
冷暖房燃料	二酸化炭素排出量	362,352	426,837	405,939	368,198	325,243	301,044
	基準年からの増減	―	18%	12%	2%	−10%	−17%
公用車燃料	二酸化炭素排出量	133,996	116,587	117,366	96,433	94,980	95,033
	基準年からの増減	―	−13%	−12%	−28%	−29%	−29%
合　計	**二酸化炭素排出量**	**4,511,800**	**4,621,595**	**5,679,139**	**6,347,567**	**6,344,433**	**5,714,772**
	基準年からの増減	**―**	**2%**	**26%**	**41%**	**41%**	**27%**
評　価	**対H11年比7%削減**	**―**	**未達成**	**未達成**	**未達成**	**未達成**	**未達成**

※基準年：平成 11 年（H11 年 12 月～H12 年 11 月までの期間の合計値）　(資料：管財課)

表 4　二酸化炭素排出係数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
電気	0.39	0.53	0.61	0.61	0.58

※冷暖房燃料及び公用車燃料における二酸化炭素排出係数(kg-CO_2)は、H23～H26 年度で変化していない。（資料：環境省）
それぞれの二酸化炭素排出係数…軽油：2.6、重油：2.7、灯油：2.5、LPG：3.0、ガソリン：2.3
※二酸化炭素排出係数：温室効果ガスの排出量を算出する際に用いられる係数。温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（H18 年 4 月 1 日施行）にもとづき毎年環境省が公表している。
※二酸化炭素排出量算出方法：(エネルギー使用量)×(二酸化炭素排出係数)

表 5　古賀市の公共施設におけるエネルギー使用量

		H23	H24	H25	H26	H27
電気（kwh）		10,456,848	9,727,989	9,644,158	9,711,820	9,170,164
冷暖房燃料	軽油(L)	406	60	20	20	70
	重油(L)	33,800	37,300	31,568	10,475	10,390
	灯油(L)	65,081	60,979	61,121	60,052	48,496
	ＬＰＧ(㎥)	57,273	50,875	43,370	48,926	50,523
公用車燃料	ガソリン(L)	39,578	39,850	31,785	30,230	31,344
	軽油(L)	9,830	9,889	8,972	9,789	8,824
上水道(㎥)		102,963	98,737	94,062	86,842	94,297

(資料：管財課)

(２）グリーン購入の推進

古賀市では、「古賀市環境物品等調達方針」を策定し、12 分野 139 品目について調達率 100%の目標を掲げて、古賀市の機関全体で環境に配慮した物品の購入に取り組んでいます。

平成 27 年度は、多くの分野で高い調達率を維持していますが、適合する物品がない等の理由から調達率の低い分野もあり、「古賀市環境物品等調達方針」の見直しも含めて、今後も目標達成に向けて取組を進める必要があります。

表 6　グリーン購入の適合物品の調達率の推移

分野＼年度	H24	H25	H26	H27	（参考）福岡県 H26
紙類	91.3	96.6	95.9	95.9	99.9
文具類	99.2	98.8	98.5	98.2	99.9
オフィス家具等	95.7	98.5	98.1	94.6	99.9
画像機器等	95.1	94.8	97.7	94.5	99.9
電子計算機等				99.0	
オフィス機器等				98.5	
照明	99.7	99.4	96.8	92.6	99.9
自動車	－	－	100.0	－	100.0
制服・作業服	86.1	70.4	84.2	85.6	100.0
作業用手袋	100.0	84.3	73.4	100.0	
その他繊維製品	13.9	56.5	4.7	99.8	
役務	99.0	93.6	50.0	7.1	

（単位：%）

※調達率（%）については、各分野におけるグリーン購入適合物品の調達数を調達総量で割ったもの。
※「画像機器等」、「電子計算機等」、「オフィス機器等」については、H24.～26 は「ＯＡ機器」として集計している。
※参考として記載している福岡県の数値については、金額ベースで算定されており、目標値を 100%として取り組んでいる。

（資料：平成 27 年版 福岡県環境白書、環境課）

資料編

１　河川水質

１．環境基準点の水質

古賀市内の河川のうち、大根川水系については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定が行われており、大根川橋と石ヶ崎橋の地点についてはＡ類型に指定されています。また、花鶴橋の地点についてはＢ類型に指定されています。

環境基準点の水質（ＢＯＤ）は、全地点において環境基準を満たしておりますが、今後も継続して注視していく必要があります。

なお、中川水系については、環境基準の類型指定は行われていません。

表７　環境基準点における水質調査結果（ＢＯＤ）

類型	調査地点	測定値等	H22	H23	H24	H25	H26
Ａ	大根川橋	75%値(mg/l)	1.5	1.5	1.0	1.7	0.9
		適否	○	○	○	○	○
	石ヶ崎橋	75%値(mg/l)	3.1	2.5	1.8	2.5	1.5
		適否	×	×	○	×	○
Ｂ	花鶴橋	75%値(mg/l)	2.2	1.9	1.5	1.5	1.3
		適否	○	○	○	○	○

※福岡県にて調査実施。　　（資料：平成 27 年版環境白書　福岡県）

図４　環境基準点における水質調査結果（ＢＯＤ）

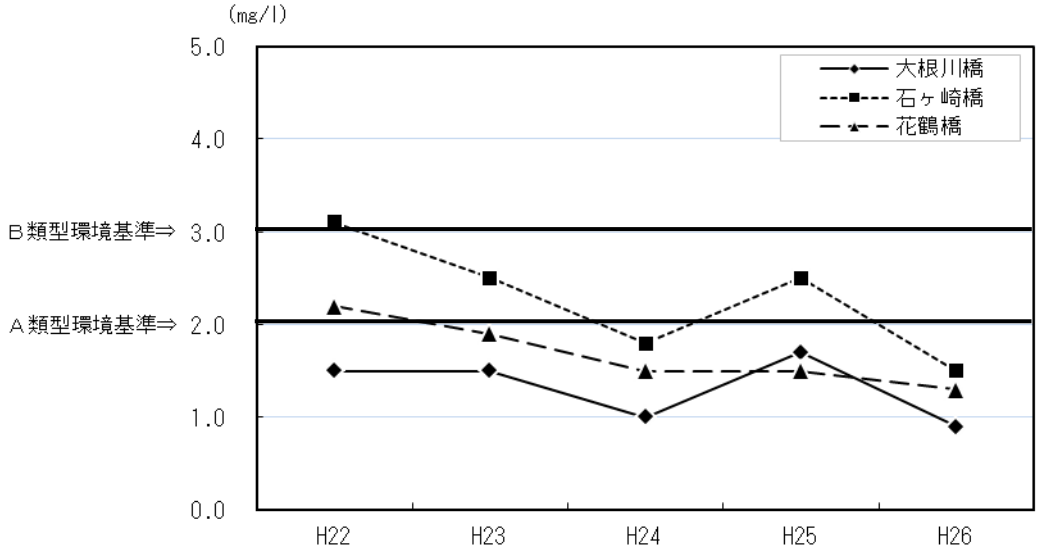

図 5　福岡県河川水質調査地点位置図

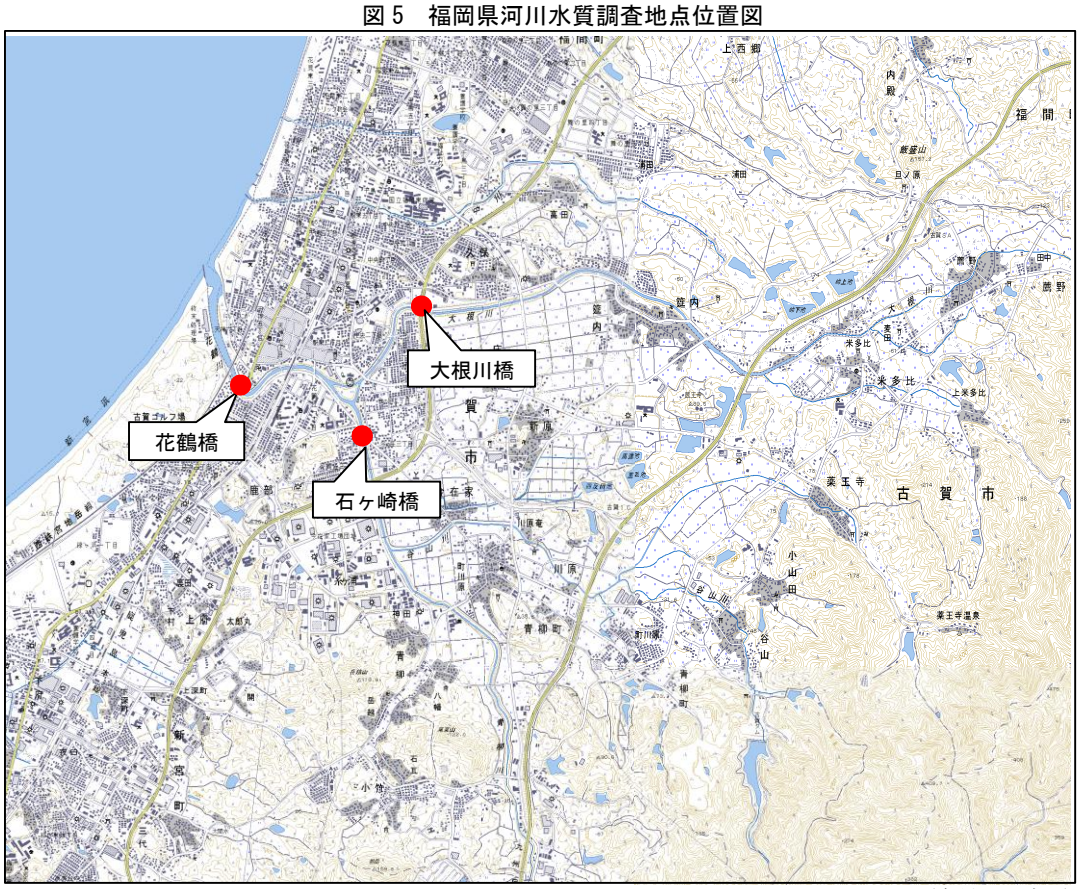

（資料：環境課）

表 8　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	基準値				
	水素イオン濃度(ph)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
A 類型	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	1,000MPN/100mL 以下
B 類型	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以下	5,000MPN/100mL 以下

（資料：環境課）

２．古賀市内河川水質調査

生活排水などが河川に流れ込むことによる河川水質への影響を経年的に把握することを目的に、古賀市内に位置する２つの２級河川の定点７箇所における７項目の水質を年間４回調査しています。

調査結果については、大根川水系では大腸菌群数が全ての箇所で環境基準値を超過しましたが、他の項目については環境基準値内となっております。

調査実施機関に基準値を超過した原因について確認したところ、大腸菌群数に自然の土壌由来の細菌も含まれることが考えられるとの報告を受けております。

また、今回の分析結果は、過年度の変動範囲内であり、特に問題はないとの報告を受けておりますが、今後も河川水質について注視していく必要があります。

なお、中川水系では、環境基準の類型指定は行われていません。

図６　河川水質調査地点位置図

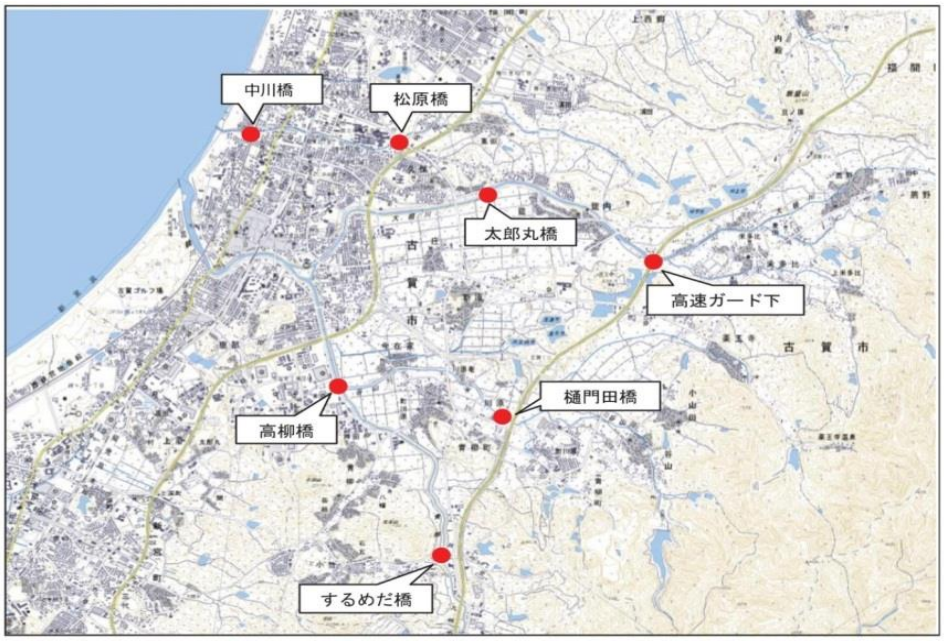

（資料：環境課）

表９　河川水質調査結果の環境基準適合状況（ＢＯＤ）（平成 27 年度）

類型	調査地点	測定値等	H23	H24	H25	H26	H27
A	高柳橋	75%値(mg/l)	1.4	1.5	1.3	2.7	1.3
		適否	○	○	○	×	○
	太郎丸橋	75%値(mg/l)	0.8	0.8	0.7	2.3	1.1
		適否	○	○	○	×	○
	高速ガード下	75%値(mg/l)	0.7	1.0	0.9	2.3	1.1
		適否	○	○	○	×	○
	するめだ橋	75%値(mg/l)	2.7	1.4	1.2	2.5	1.4
		適否	×	○	○	×	○
	樋門田橋	75%値(mg/l)	1.6	1.4	1.1	3.2	1.3
		適否	○	○	○	×	○

※＿＿＿の部分は環境基準(2.0mg/ℓ)に適合しない。　（資料：環境課）

表 10　河川水質調査結果（平成 27 年度）

調査地点		調査項目	ｐＨ	ＢＯＤ	ＳＳ	ＤＯ	大腸菌群数	全窒素	全りん
			(－)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(MPN/100ml)	(mg/l)	(mg/l)
大根川水系	高柳橋	H27.5.14	7.8	1.3	11	9.7	3,300	2.11	0.217
		H27.9.14	7.8	0.8	5	10.4	7,900	1.41	0.108
		H27.12.22	7.7	1.3	3	11.4	330	2.45	0.174
		H28.2.15	7.6	1.5	8	11.4	2,300	2.24	0.089
		平均値	7.7	1.3	7	10.7	3,500	2.1	0.15
	太郎丸橋	H27.5.14	7.6	0.8	5	9.7	9,400	1.59	0.085
		H27.9.14	7.4	1.0	5	9.6	790	1.59	0.074
		H27.12.22	7.6	1.1	4	10.0	490	2.15	0.092
		H28.2.15	7.5	1.1	4	11.2	700	2.44	0.103
		平均値	7.5	1.1	5	10.1	2,800	1.9	0.09
	高速ガード下	H27.5.14	7.5	1.0	3	9.1	3,300	1.89	0.096
		H27.9.14	7.5	1.1	3	9.3	2,800	1.54	0.087
		H27.12.22	7.6	1.1	1	10.7	490	2.38	0.164
		H28.2.15	7.4	1.4	7	11.3	1,100	2.67	0.088
		平均値	7.5	1.1	3	10.1	1,900	2.1	0.11
	するめだ橋	H27.5.14	7.7	1.4	6	9.4	7,900	2.44	0.217
		H27.9.14	7.8	0.9	3	10.3	460	1.60	0.114
		H27.12.22	7.7	2.6	4	10.2	3,300	3.37	0.684
		H28.2.15	7.6	1.4	7	11.3	7,000	2.52	0.098
		平均値	7.7	1.4	5	10.3	4,700	2.5	0.28
	樋門田橋	H27.5.14	7.8	1.2	7	9.9	9,400	1.41	0.094
		H27.9.14	7.7	0.9	3	10.2	330	0.92	0.065
		H27.12.22	7.8	1.8	2	10.3	4,900	2.14	0.118
		H28.2.15	7.7	1.6	13	11.4	1,300	2.38	0.099
		平均値	7.8	1.3	7	10.7	3,100	1.5	0.09
中川水系	中川橋	H27.5.14	7.7	1.1	3	9.7	11,000	1.88	0.128
		H27.9.14	7.7	1.4	4	8.8	1,100	1.34	0.105
		H27.12.22	7.7	1.1	2	10.9	230	2.10	0.149
		H28.2.15	7.5	1.2	3	10.6	11,000	2.08	0.093
		平均値	7.7	1.4	3	9.9	7,000	1.9	0.11
	松原橋	H27.5.14	7.8	1.3	5	9.7	22,000	1.84	0.120
		H27.9.14	7.8	1.4	6	9.1	700	1.39	0.117
		H27.12.22	7.8	1.1	2	10.9	230	2.10	0.149
		H28.2.15	7.7	1.1	2	11.1	490	2.04	0.068
		平均値	7.8	1.3	4	10.2	5,900	1.8	0.11

※測定値は、小数点以下 4 桁の範囲内で設置し、有効数字を 2 桁とし 3 桁目以降を切り捨てる。また、平均値は 3 桁目を四捨五入し、有効数字を 2 桁とする。BOD は 75%値。
※全リン、全窒素は環境基準なし。
※なお、古賀市では生活環境項目の５項目（ｐＨ、ＳＳ、ＢＯＤ、ＤＯ、大腸菌群数）以外に全窒素、全リンの 2 項目についても測定しているため掲載している。
※中川橋、松原橋は環境基準の類型指定なし。　（資料：環境課）

図７　河川水質調査結果（ＢＯＤ）－大根川（A 類型）－

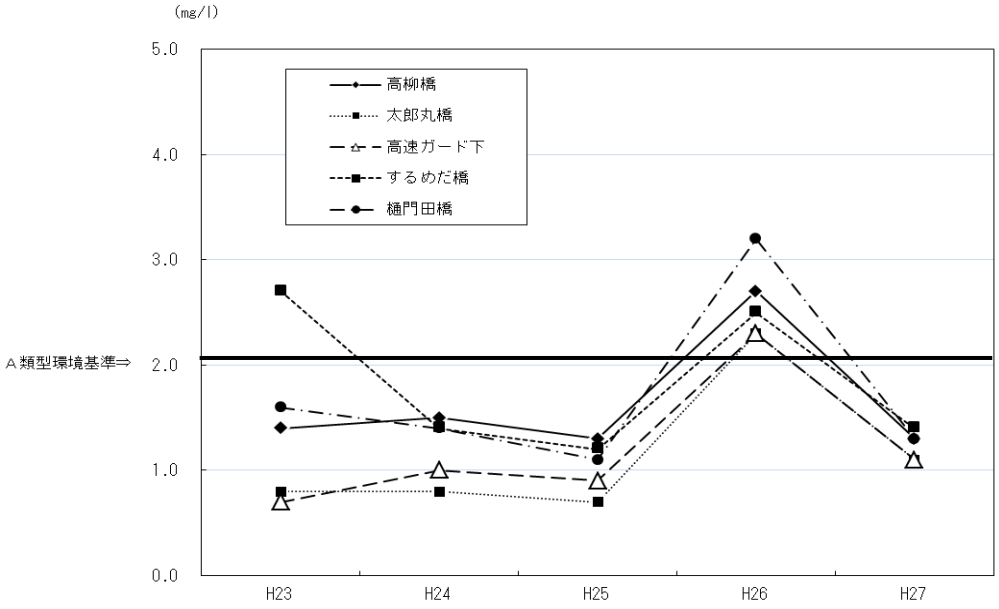

（資料：環境課）

表 11　河川水質調査結果（ＢＯＤ）－中川（類型指定なし）－

調査地点	測定値等	H23	H24	H25	H26	H27
中川橋	75%値(mg/l)	1.2	1.7	1.5	3.0	1.4
松原橋	75%値(mg/l)	1.7	1.5	1.3	2.3	1.3

図８　河川水質調査結果（ＢＯＤ）－中川（類型指定なし）－

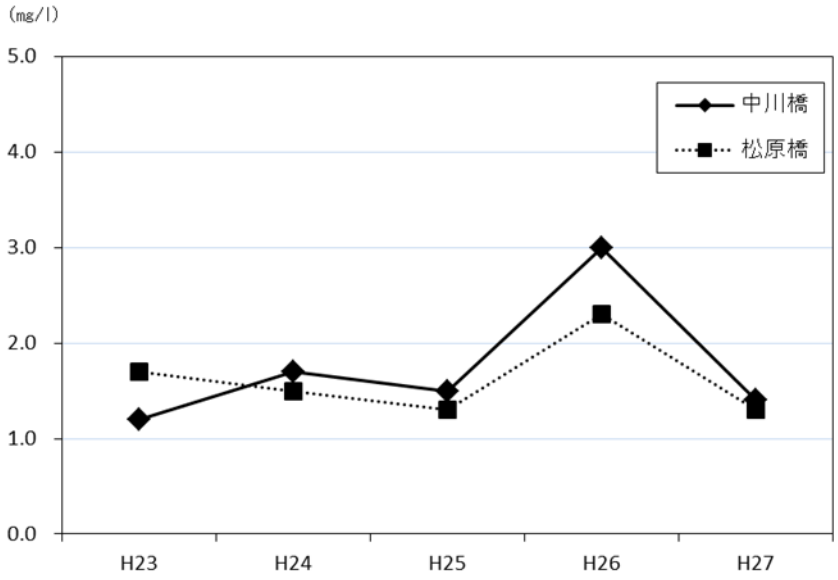

2　海水域水質

生活排水及び工場排水の流入による海水域の水質状況を経年的に把握することを目的に、河川が流入する海水域の 4 箇所の定点において、干潮時と満潮時の海水水質 7 項目の調査を実施しています。

平成 27 年 5 月 13 日に実施した調査の結果については、環境省が定める水浴場水質判定基準に準用すると、水質は可となっています。

図 9　海水域水質調査地点位置図

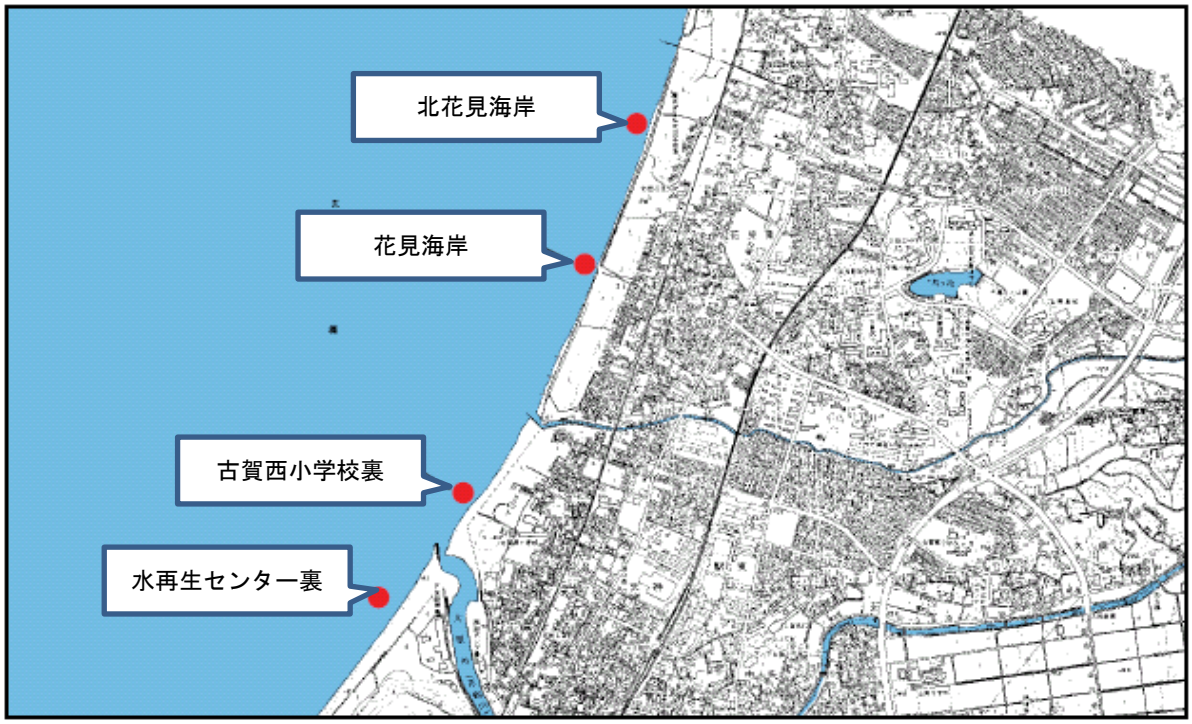

（資料：環境課）

表 12　水浴場判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 （検出限界　2 個/100mL）	油膜が認められない	2mg/L 以下 （湖沼は 3mg/L 以下）	全透
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 （湖沼は 3mg/L 以下）	全透
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満～ 50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満～ 50cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満

（資料：環境課）

表 13　海水域水質調査結果（平成 27 年度）

調査項目		ｐＨ (－)	透明度 (m)	塩化物イオン (mg/l)	ＣＯＤ (mg/l)	一般細菌 (個/ml)	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	油膜	水質判定
水再生センター裏	午前	8.1	1.0 以上	19,000	2.1	46	11	無	B(可)
	午後	8.2	1.0 以上	19,000	2.2	12	2 未満	無	
古賀西小学校裏	午前	8.1	1.0 以上	18,000	2.2	17	2 未満	無	B(可)
	午後	8.1	1.0 以上	19,000	2.1	18	2	無	
花見海岸	午前	8.1	1.0 以上	18,000	2.5	96	12	無	B(可)
	午後	8.1	1.0 以上	19,000	2.3	17	2 未満	無	
北花見海岸	午前	8.1	1.0 以上	18,000	2.5	42	9	無	B(可)
	午後	8.1	1.0 以上	19,000	2.3	17	2 未満	無	

※水浴場水質判定基準について：ふん便性大腸菌、油膜の有無、COD(化学的酸素要求量)、透明度のすべての項目について、上記の基準に適合しているため水質 B(可)と判別される。なお、調査地点や時間で結果に大きな差がないことから、調査地点付近で局所的な汚染を受けている可能性は低いと考えられる。

表 14　海水域水質調査結果（ＣＯＤ）

調査地点	H23	H24	H25	H26	H27
水再生センター裏	1.9	0.7	1.6	1.8	2.2
西小学校裏	2.0	0.7	1.8	1.9	2.2
花見海岸	2.1	0.8	1.9	1.8	2.4
北花見海岸	2.4	0.7	1.8	1.8	2.4

※単位（mg/l）

図 10　海水域水質調査結果（ＣＯＤ）

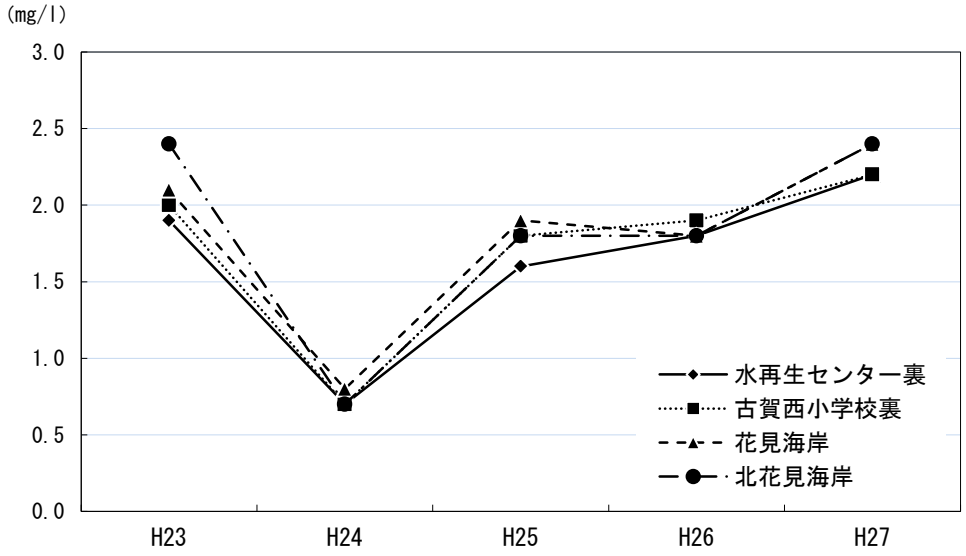

（資料：環境課）

３　地下水水質

１．福岡県地下水概況調査

地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を実施していますが、この調査によると、近年、古賀市内で健康項目における環境基準を超過した地点はありません。

なお、基準超過などが見られた場合には、福岡県と連携･協力して対応していきます。

表 15　地下水概況調査（福岡県実施）

調査項目		実施年度	H24	H25	H26
		調査地区	薦野	川原	谷山
		深さ(m)／環境基準	40	40	不明
健康項目	カドミウム	0.003 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	全シアン	不検出	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	鉛	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	六価クロム	0.05 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	ヒ素	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	総水銀	0.0005 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	アルキル水銀	不検出	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	ＰＣＢ	不検出	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	ジクロロメタン	0.02 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	四塩化炭素	0.002 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	トリクロロエチレン	0.03 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	チウラム	0.006 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	シマジン	0.003 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	チオベンカルブ	0.02 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	ベンゼン	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	セレン	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	5.6	4.3	1.5
	ふっ素	0.8 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	ほう素	1 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満

※1,2－ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)については、シス-1,2-ジクロロエチレンにかわり、新たに地下水の水質汚濁に係る環境基準項目として追加された。(H21 年 11 月 30 日環境省告示)

※1,1-ジクロロエチレンについては、地下水環境基準における基準値が 0.02mg/L から 0.1mg/L に変更された。 (H21 年 11 月 30 日環境省告示)

※カドミウムについては、地下水の水質汚濁に係る環境基準が 0.01mg/L から 0.003mg/L に変更された。(H23 年 10 月 27 日環境省告示)

（資料：平成 25,26,27 年版公害関係測定結果　福岡県）

２．井戸水水質調査（快適環境監視事業）

古賀市内の上水道未整備地域における地下水環境の水質状況の把握を目的に、飲用井戸等衛生対策要領にもとづき、家庭用飲用井戸における 13 項目の水質調査（サンプリング調査）を平成 5 年度から実施しています。平成 27 年度は 43 箇所において実施しました。井戸管理者に対しては、検査結果及び改善策を送付しています。

4　大気環境

近年、人体に影響を与える可能性がある PM2.5 や光化学オキシダントなど大気汚染に関する市民の関心も高くなっています。

古賀市においては、一般大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに未設置のため、福岡(香椎)および宗像における数値を参考にしています。市民等から問合せのあった場合等には情報提供に努めています。

１．微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中に浮遊している 2.5μm(1μm は 1mm の千分の 1 の大きさ)以下の小さな粒子のことをいい、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM：10μm 以下の粒子)よりも小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

福岡県では、平成 26 年度に福岡・北九州地域において 2 回、PM2.5 の注意喚起が発表されていますが、平成 27 年度は発表されていません。日平均値が環境基準を超えた日数は、福岡(香椎)で 15 日間測定されており、3 月から 5 月にかけて数値が高くなる傾向にあることから、この期間は特に注意が必要です。

表 16　福岡県における微小粒子場物質(PM2.5)に関する注意喚起発令基準及び対応方法

		注意喚起発令基準及び対応方法
福岡県	午前中の判断	同一地域内の２か所以上の測定局において、午前 5～7 時の 1 時間値の平均値が 85 μg/㎥を超過した場合、注意喚起を実施。
	午後からの活動に備えた判断	同一地域内の 1 測定局でも午前 5 時～12 時の 1 時間値の平均値が 80 μg/㎥を超過した場合、注意喚起を実施。
古賀市の対応		県からの情報提供を受け、注意喚起を実施する。

※県内を 4 地域（北九州・福岡・筑後・筑豊）に分け、地域毎に注意喚起の判断を実施。　（資料：福岡県･環境課）

表 17　一般大気測定局における測定結果（微小粒子状物質（PM2.5））

測定地点	福岡（香椎）			宗像		
	年平均値	日平均値が環境基準を超えた日数とその割合		年平均値	日平均値が環境基準を超えた日数とその割合	
H23	17.7μg/㎥	24 日	6.6 %	—	—	—
H24	18.1μg/㎥	22 日	6.0 %	19.0μg/㎥	5 日	9.1 %
H25	19.4μg/㎥	30 日	8.3 %	15.6μg/㎥	19 日	5.2 %
H26	17.8μg/㎥	15 日	4.2%	15.9μg/㎥	12 日	3.3%

※H23 の宗像の数値については記載なし。　（資料：平成 27 年度版公害関係測定結果　福岡県）
※H24 の宗像は 2 月、3 月のみ。(有効測定日数 55 日)
※環境基準：日平均値 35μg/㎥　以下かつ年平均値 15μg/㎥　以下。

２． 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、工場の煙や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物、炭化水素及び揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こすことによって生成される物質をいいます。

光化学オキシダントがある濃度以上になると、目がチカチカしたりのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがあるため、注意が必要です。

なお、平成 21 年度に光化学オキシダントの注意報が発令されて以降、古賀市では注意報は発令されていません。

表 18　光化学オキシダント注意報発令基準及び対応について

	注意報発令基準及び対応
福岡県における注意報発令基準	(注意報)1 時間値 0.12ppm 以上で継続する恐れがある場合 (警報)1 時間値 0.24ppm 以上で継続する恐れがある場合 (重大警報)1 時間値 0.40ppm 以上で継続する恐れがある場合 ※古賀市への発令については、宗像市・福岡市東区香椎の数値等をもとに県が判断する。
古賀市の対応	県からの情報提供を受け、注意喚起を行う。

（資料：福岡県･環境課）

表 19　一般大気測定局における測定結果（光化学オキシダント）

測定地点	福岡（香椎）			宗像		
	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数	
H22	0.037 ppm	0 日	0 時間	0.033 ppm	0 日	0 時間
H23	0.035 ppm	0 日	0 時間	0.036 ppm	0 日	0 時間
H24	0.037 ppm	0 日	0 時間	0.034 ppm	0 日	0 時間
H25	0.035 ppm	0 日	0 時間	0.033 ppm	0 日	0 時間
H26	0.039 ppm	0 日	0 時間	0.033 ppm	0 日	0 時間

※昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯である。
※0.12ppm とは福岡県における注意報発令基準値。

（資料：平成 27 年度版公害関係測定結果　福岡県）

３． 微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントの注意報等を知るには

福岡県より注意報等が発令された時は、古賀市においても防災行政無線、防災メール、市公式ホームページ等にて古賀市民の方へお知らせいたします。

福岡県防災メール・古賀市防災メールの登録について

PM2.5 注意報および光化学オキシダント注意報等の情報を福岡県防災メールおよび古賀市防災メールで配信しています。注意報発令時には、すぐに情報の収集を行うことができます。

- 福岡県防災メール：mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp
- 古賀市防災メール：bousai.koga-city@raiden.ktaiwork.jp

上記のメールアドレスに空メールを送信してください。登録用サイトのアドレスが添付されたメールが届きます。必要な情報(メールアドレス、お住まいの地域、配信種別等)を入力し、送信すると登録が完了します。

５　廃棄物及びリサイクル

１．ごみ処理の現状

平成 26 年度に策定した「第 2 次ごみ処理基本計画」では、ごみの排出量の増加を抑制しながら、減量と資源化を推進し、「1 人 1 日当たりのごみ処理量の削減」と「資源化率の向上」を目標にしています。

1 人 1 日当たりのごみ処理量については、平成 26 年度に比べて増加しております。このことは、事業所から排出されるごみが一時的に増加したことによるものです。

今後とも市民や事業所に分かりやすい情報提供を行うとともに、生ごみを減量するための水切り等の啓発を継続的に実施していきます。

また、資源化率が平成 26 年度に比べて低くなっていることから、新たな分別品目や資源化ルートの構築についての調査研究、情報収集を行うなど、資源化率向上のための取組につなげていきます。

表 20　ごみ処理の現状

		H23	H24	H25	H26	H27
A	ごみ総排出量(t)	20,655	20,451	20,162	19,584	20,368
B	リサイクル総量(t)	3,723	3,568	3,484	3,399	3,220
ごみ処理量(A－B)(t)		16,932	16,883	16,678	16,185	17,148
人口(人)		58,338	59,004	58,757	58,324	53,292
1人1日あたりのごみ処理量(g) (ごみ処理量÷人口÷365日)		795	784	777	760	805
資源化率(%) (B÷A×100)		18.0	17.5	17.3	17.4	15.8

※人口については、各年度 9 月末日時点の住民基本台帳を使用している。　(資料：環境課)
※A：ごみ総排出量＝家庭系ごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)＋事業系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ)＋直接搬入ごみ量＋集団回収量＋浄化槽・脱水汚泥量
※B：リサイクル総量＝資源化総量(古賀清掃工場)＋集団回収量(古紙類・剪定枝等)
(資源化総量＝焼却施設残渣資源化量＋リサイクルプラザ資源化量＋リサイクルプラザ直接資源化量)
※各数値の小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計値の間で±1 の誤差が生じる場合があります。

図 11　１人１日あたりのごみ処理量の推移と目標値

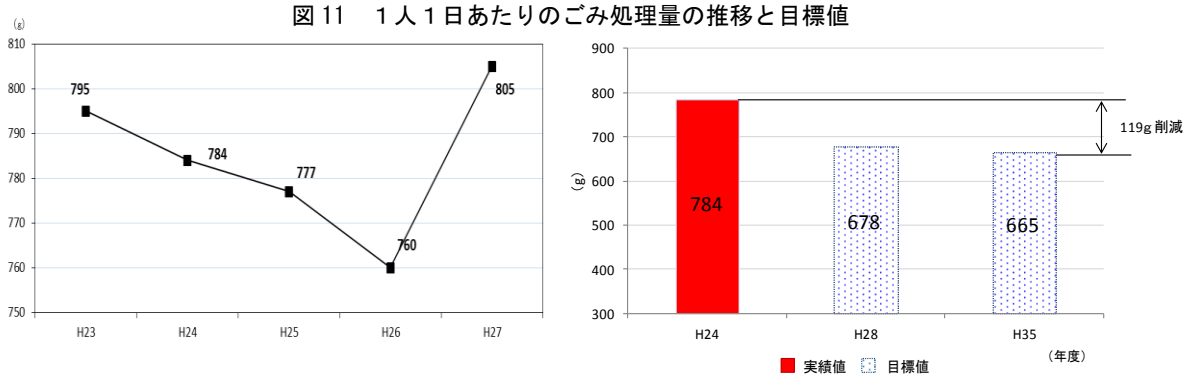

図 12　資源化率の推移と目標値

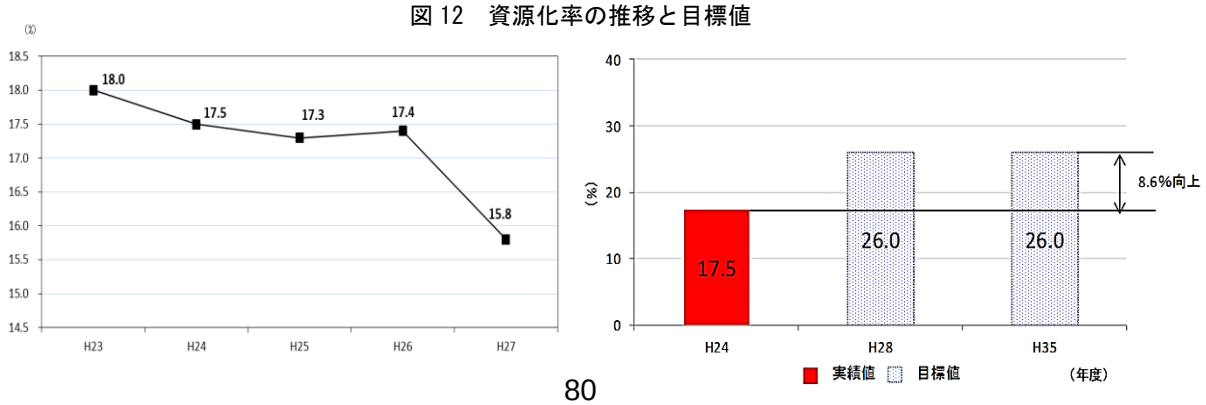

２．廃棄物の適正な処理

（１）家庭系ごみの処理

可燃ごみについては、指定ごみ袋（有料）による収集を行い、玄界環境組合古賀清掃工場において焼却処分しています。

不燃ごみ（土砂・ブロック・陶磁器類）については、古賀市不燃物埋立地において埋立処分しています。

資源ごみについては、地域ごとに収集会場を設け、分別収集（12 品目）を行い、玄界環境組合古賀清掃工場へ搬入し処理しています。

（２）粗大ごみの処理（家庭系ごみ）

粗大ごみについては、ごみ減量を推進することを目的に、排出者責任の明確化と負担の公平性を図るため、平成 18 年 1 月から粗大ごみ処理シール（有料）による収集をしています。

（３）事業系ごみの処理

事業系ごみについては、原則として事業者自ら処理することになっていますが、自己処理できない事業系一般廃棄物については、古賀市の許可業者による収集運搬、もしくは自己搬入によって、玄界環境組合古賀清掃工場で処理しています。

また、特定事業用建築物（延床面積 3 千平方メートル以上）、学校（延床面積 8 千平方メートル以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間 36 トン以上又は月平均 3 トン以上の事業所の事業者等に対し、ごみの減量や 3Ｒ実践を促進するため、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付けています。

（４）し尿及び浄化槽汚泥

し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者による収集を行い、古賀市海津木苑（浄化槽汚泥のうち一部は浄化槽汚泥濃縮車）において処理しています。

表 21　一般廃棄物の種類及び収集形態･搬入先について

<table>
<tr><th colspan="4">種類及び分別の区分</th><th>収集形態
（収集回数）</th><th>収集運搬主体
（収集運搬を実施する者）</th><th>搬入先
（処理方法）</th></tr>
<tr><td rowspan="20">ごみ</td><td rowspan="17">家庭系</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td>戸別収集
（週2回）</td><td rowspan="17">委託業者
（古賀環美サービスセンター）
（コスモス環境）</td><td>古賀清掃工場
（焼却）</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td>拠点収集
（月1回（地域））
（月3回（エコロの森））</td><td rowspan="16">古賀清掃工場
（焼却、再資源化）
古賀市不燃物埋立地
（埋立）</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>戸別収集
（毎月指定日（有料））</td></tr>
<tr><td rowspan="13">資源ごみ</td><td>びん</td><td rowspan="12">拠点収集
（月1回地域別分別収集）
（月3回エコロの森分別収集）</td></tr>
<tr><td>ガラス</td></tr>
<tr><td>飲料缶</td></tr>
<tr><td>金属混合物</td></tr>
<tr><td>蛍光管</td></tr>
<tr><td>乾電池</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td></tr>
<tr><td>梱包材</td></tr>
<tr><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>食品トレイ</td></tr>
<tr><td>陶磁器</td></tr>
<tr><td>古紙･古着</td><td rowspan="2">拠点収集
（その都度）</td><td>再生業者</td><td rowspan="2">再資源化施設
（再資源化）</td></tr>
<tr><td>剪定枝葉</td><td>委託業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業系</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="2">個別収集
（その都度）
（※1）</td><td rowspan="2">許可業者
（古賀環美サービスセンター）</td><td rowspan="3">古賀清掃工場
（焼却、再資源化）
古賀市不燃物埋立地
（埋立）</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="3">直接搬入ごみ</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="4">集団回収</td><td>集団回収団体が収集
（その都度）</td><td>―</td><td>再資源化施設
（再資源化）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他</td><td colspan="4">し尿</td><td>戸別収集
（月2回）</td><td rowspan="2">許可業者
（古賀衛生工業）
（コスモス環境）
（環境開発工業）</td><td rowspan="2">古賀市海津木苑</td></tr>
<tr><td colspan="4">浄化槽汚泥</td><td>戸別収集
（その都度）
（※2）</td></tr>
<tr><td colspan="4">脱水汚泥</td><td>―</td><td>委託業者</td><td>古賀清掃工場
（焼却）</td></tr>
<tr><td colspan="4">廃食用油</td><td>拠点収集
（その都度）</td><td>再生業者</td><td>再資源化施設
（再資源化）</td></tr>
<tr><td colspan="4">小動物死体</td><td>戸別収集
（その都度）</td><td>許可業者
（古賀環美サービスセンター）</td><td>古賀清掃工場
（焼却）</td></tr>
</table>

※事業者が古賀清掃工場に直接搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集業者に委託する。
※浄化槽法の定めにより収集する。

６　用語解説

あ行

□ ISO14001

ＩＳＯ(国際標準化機構)が定めた環境マネジメントシステム。環境に視点をおいた経営管理システムで、事業所ごとに環境保全に関する目標・方針・計画を定め、実施し、達成状況を点検しつつ、全体の見直しやさらなる環境配慮の実施に取り組んでいくというものです。

□ アダプトプログラム

市民と行政が共同で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは、「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいいます。

□ エコアクション 21

1996 年 9 月の ISO14001 の発行に合わせて環境庁(源環境省)から出された中小企業向けの環境保全活動推進プログラム。内容としては環境への負荷の自己チェック、取組の自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表からなります。プログラム参加企業の登録制度として発足しましたが、2004 年に ISO14001 と同じような認証・登録制度に改定されました。

か行

□ 外来生物

もともとその地域にいなかった生物で、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。

・**特定外来生物**…外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。
・**生態系被害防止外来種**…侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのある外来種を選定しています。また、外来生物法にもとづく規制対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、規制対象外の外来種も幅広く選定されています。(平成 27 年 3 月　要注意外来生物から名称が変更された。)

□ 合併処理浄化槽

し尿と共に台所、風呂などから生活雑排水を処理する浄化槽です。(浄化槽とは、し尿や生活雑排水を沈でん分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型の施設です。各家庭や団地単位で設置されます。)

□ 環境マネジメントシステム

企業などの事業体が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きのことをさします。また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理に関する計画などの実行計画に関する実行状況の点検作業は環境監査と呼ばれます。

□ ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）

人と自然が共生し、持続的に発展することができる「環のまち」の実現のため、多様な主体（市民･ボランティア団体･事業者･行政など）が、集い･活動する、開かれた共働ネットワークです。

□ グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することです。

□ 玄海国定公園

東は福岡県北九州市若松区遠見ヶ鼻から西は佐賀県伊万里市伊万里湾浦潟付近までの東西約120ｋｍにおよぶ福岡県、佐賀県及び長崎県の玄界灘の海岸景観を主体とする公園です。古賀海岸には白砂青松の海岸線が広がっています。

□ 古賀市環境審議会

市長の諮問機関であり、学識経験者、市民、事業者などから構成されます。この審議会では、環境保全に係る諸事項を調査審議するとともに、古賀市の報告にもとづく計画目標の達成状況、古賀市の環境に関する施策を点検・評価し改善策を提言します。

□ 古賀市環境施策調整委員会

環境施策に関連する部課で構成される組織であり、計画の推進と進行管理を行うとともに、計画の見直し及び新たな環境関連施策の立案及び調整を行います。また、環境分野全般にわたり、全庁的な事案に関して議論・検討を行い、それにもとづいて環境審議会へ報告を行います。

□ 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」にもとづき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされており、大きく分けて２つの部分（「事務事業編」と「区域施策編」）から構成されます。この実行計画（区域施策編）では、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策について書かれています。

□ 古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」にもとづき、地方公共団体に対して策定が義務付けられている計画です。この実行計画（事務事業編）では、古賀市自らの事務及び事業において積極的に地球温暖化対策を行うことにより、地域の温室効果ガス排出量の削減に寄与すること、市内の事業者や市民の模範となることが求められています。

さ行

□ 指標種

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物を指します。

□ 循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合については適正に循環的な利用が行われることが促進され、また、循環な利用が行われない循環資源についても適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される社会をいいます。

□ ３Ｒ

Reduce（リデュース＝廃棄物を出さない）、Reuse（リユース＝再利用する）、Recycle（リサイクル＝再資源化する）の３つの頭文字「R」を取ったものです。廃棄物をできるだけ出さず、使用済みの物を再使用や再利用にまわそうというもので、循環型社会をつくっていく上での基本的な考え方です。

□ 生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念で、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のほか、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念です。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という 3 つの階層で多様性を捉えており、それぞれ保全が必要となっています。

た行

□ ダンボールコンポスト

ダンボール箱を利用した生ごみ処理機のことです。家庭から出る生ごみを「ピートモス」、「もみ殻くん炭」等の基材とともに段ボール箱に入れ、微生物の力によって生ごみを分解し、堆肥化を行います。

は行

□ ＢＯＤ(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のことで、単位は一般的に mg/L で表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。
河川について環境基準が定められており、その達成状況は 75%値(年間の日間平均値のデータｎ個をその値の小さいものから順に並べたときの 0.75×ｎ番目のデータ値)で評価します。

□ 福岡県地球温暖化防止活動推進センター

県内の地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、福岡県地球温暖化防止活動推進員や様々な人・組織と連携しつつ、脱温暖化社会の形成に向けた活動を進めている機関です。

ら行

□ 類型指定(河川水質調査)

環境基本法では、河川、海域、湖沼等の公共用水域における水質の汚濁に関し、維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めることとされています。現況の水質や利水状況等を勘案して、水域ごとに環境基準の目標レベル（類型）を設けることを類型指定といいます。

7　古賀市環境基本条例

平成 16 年 10 月 5 日
条例第 17 号

附則

犬鳴の山並みを東に望み、白砂青松の連なる玄界灘を背に起伏に富んだ地勢の中で、私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらした今日の社会経済活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させることにより拡大し続けてきた結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を荷っている。

私たちは、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常の生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう、新たな取組を進めなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割の下に、英知を出し、協力・協働して、豊かな環境を保全し、創造していくとともに、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環（わ）のまちを実現するため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）
第３条　環境の保全及び創造は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることを踏まえ、市民が、環境に関する情報を共有し、これに伴う市政への参加を通じて、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。
２　環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、社会経済活動その他の活動による環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
３　環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力・協働して推進されなければならない。
４　環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力・連携して行わなければならない。

（市の責務）
第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
２　市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。

（市民の責務）
第５条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減する責務を有する。
２　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）
第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
２　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。
３　事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。
４　前３項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（各主体の協働）
第７条　市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前３条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協力・協働していかなければならない。

第2章　施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条　市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1)　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2)　生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。

(3)　人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史・文化的環境の保全が図られること。

(4)　廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。

第3章　施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第9条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全及び創造に関する目標

(2)　環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向

(3)　前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

3　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第24条に定める古賀市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5　市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条　市長は、毎年、環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章　推進施策

第1節　環境への負荷の低減に資する施策

(公害等の防止)

第12条　市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2　市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障(公害を除く。)を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第13条　市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2　市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3　前2項に規定するもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いの確保に資する公共的施設の適正な整備及び健全な利用を図る事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と再生)

第14条　市は、環境保全型農業(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第2条に規定する持続性の高い農業生産方式による農業をいう。)の普及、地産地消の促進その他の地域固有の里地里山の豊かな自然環境の保全及び再生に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条　市は、自然環境を保全することが特に必要な地域において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が策定する計画について、その計画が環境に適正に配慮されたものとなるように、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条　市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第17条　市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2　市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第18条　市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第19条　市は、市民又は事業者(以下「市民等」という。)が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組又は活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2　市は、環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、その措置を講ずるものとする。

第2節　市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策

(環境教育等の振興)
第20条　市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)の振興を図るものとする。
2　前項の場合において、市民等に対する環境教育等の振興に当たっては、市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)
第21条　市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)
第22条　市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境教育等の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第3節　地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)
第23条　市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第5章　推進及び調整体制等

(環境審議会)
第24条　環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、古賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。
(1)　環境基本計画に関すること。
(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。
3　審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。
4　審議会は、委員15人以内をもって組織する。
5　委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。
6　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
7　委員は、再任されることができる。
8　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(民間団体等の施策への参加)
第25条　市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する施策について意見を述べることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

（監視体制等の整備）
第 26 条　市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

（施策推進の庁内体制の整備）
第 27 条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

（民間団体等との協力・協働）
第 28 条　市は、民間団体等との協力・協働により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）
第29条　市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。

（環境基本計画の経過措置）
2　この条例の施行の際既に定められている環境基本計画は、第 9 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づき定められたものとみなす。

（古賀市環境審議会条例の廃止）
3　古賀市環境審議会条例（平成 14 年条例第 26 号）は、廃止する。

（古賀市環境審議会委員の経過措置）
4　この条例の施行の際現に廃止前の古賀市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第 24 条第 5 項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 4 日までとする。

古賀市環境報告書（平成 28 年版）

発 行：平成 29 年 2 月
発行元：福岡県古賀市市民部環境課
〒811-3192 福岡県古賀市駅東１－１－１
TEL 092-942-1127 FAX 092-942-1291
E-mail kankyo@city.koga.fukuoka.jp